

財団法人やまがた農業支援センター

- ・財団法人やまがた農業支援センター

【概 要】

以下については、特段の記述がない限り平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

1.概要

(1) 目的

山形県の農業及び農村における担い手の育成と確保、農業経営の安定向上、農業生産基盤の維持向上、農業技術の開発及び普及、山形県農産物に対する消費者の信頼確保、農産物の生産振興並びに集落機能の維持向上を図り、もって山形県の農業及び農村の持続的な発展に資することを目的とする。

(2) 所在

山形県山形市緑町

(3) 重要な事業所

本部

(4) 役員の様況

①人数 () 内は非常勤

理事長 1 名 (1 名)、理事 13 名 (10 名)、監事 2 名 (2 名)

②報酬総額

20,383 千円

(5) 職員の様況

①人数 (常勤・非常勤の別)

職員 32 名 (常勤 32 名)

②平均年齢

53 歳

③報酬総額及び平均給与金額 (支給総額を人数で除して算出)

148,498 千円 (**4,641** 千円)

(6) 県との関係 (平成 21 年度及び平成 21 年度末の様況)

①県からの出資

1,267,895 千円

②県との契約

事業資金融資に係る損失補償契約、事業運営資金貸付契約

③県からの補助金等

558,556 千円

- ・農地保有合理化促進対策事業費補助金 129,766 千円
- ・畜産担い手育成総合整備事業補助金 375,651 千円
- ・(財) やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金 40,966 千円
- ・やまがた安全・安心エコ農産物認証事業補助金 11,236 千円
- ・農地確保・利用支援事業費補助金 937 千円

④県職員 OB の役職員等

9 名 (常勤役員 2 名、職員 7 名)

(7) 事業の概況

1 農業経営の安定・向上の推進に関する事業

①安定的な農業経営に向けた支援事業

意欲と能力のある農業経営者の安定的な経営を確立し、更なる経営の発展を促進するため、規模拡大や法人化、経営の多角化等に向けた支援を行う事業

②集落営農組織の経営基盤強化事業

地域の営農状況を踏まえつつ、地域の合意形成に向けた支援活動を行うと共に、地域の合意に基づく集落営農の組織化とこれら組織の経営基盤強化等に対する支援を行う事業

③担い手育成総合支援事業

関係機関と連携し担い手の育成を行う事業

④農業再生支援事業

経営困難となった農業者の経営の再生及び経営資源の整理継承を支援する事業

⑤やまがた農商工連携ファンド事業

県農産物の販路拡大や農業・農村資源等を活用した新事業・新サービスの創出・育成を図るため、農林漁業者と中小企業者等が連携して行う事業

⑥農地確保・利用支援事業

国内の安定的な食料供給力の強化を図るため、もっとも基礎的な食料の生産基盤である農地の確保とこれら最大限の有効活用のための取組を、地域の実態に応じ総合的に支援する事業

2 農業に従事し、又は従事しようとする者の育成及び確保に関する事業

①農業者等に対する経営能力向上支援事業

農業者等の経営能力を高めるため、財務諸表による経営のノウハウの習得、経営相談・診断活動、専門家等による指導及び助言等を行う事業

②青年等の就農促進に関する事業

青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法に基づき、就農のための研修・準備及び経営開始のための施設整備等に必要な就農支援資金(無利子)の貸付け並びに新規就農相談・情報提供、農業経営や技術習得の研修等を行う事業

③地域連携農業高校実践教育推進事業

県教育委員会と連携し、農業高校の学科において農業技術の高度化や安全な食料供給への要請等新たな時代の持続可能な農業を支える人材育成を行う事業

3 農地保有の合理化に関する事業

①農地売買等事業

ほ場等の分散保有を解消しつつ農業経営の規模を拡大し、農業の効率化を図る等、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための農用地等の買入れ、借入れ、交換、管理、売渡し及び貸付け並びに農業用機械・施設等の貸付けをする事業

②農地売渡信託等事業

売買差損の発生が予測され農地売買等事業による売買が困難な農用地等の売渡信託の引き受け及び当該信託の委託者に対する資金の貸付けを行う事業

③農地貸付信託事業

土地持ち非農家や不在村農地所有者から委託を受けて、農用地等を貸付けることを目的とする信託の引受けを行い、その農用地等を耕作を希望する担い手等に貸し付け、小作料収入から経費を差し引いた額を、収益金として委託者に支払う事業

④農業生産法人出資育成事業

センターが買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は金銭出資し、それに伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の他の構成員に計画的に分割譲渡する事業

⑤研修等事業

センターが農地売買等事業によって買入れ又は借入れた農用地等を利用することにより、新規就農者等が農業の技術等を実地で習得するための研修等の事業

⑥農業用施設等売買事業

施設型農業等を行う担い手に対して農用地等と併せて一括して譲渡するための農業用施設等の買入れ及び売渡しする事業

⑦農作業受託促進の事業

農作業受託の促進のため、農作業受託料相当額の資金の貸付けを行うことにより、認定農業者等の担い手に対する農用地等を集積する事業

⑧簡易な土地基盤整備の事業及び農業用機械・施設の導入の事業

農用地等貸付事業、農用地等売渡事業、農業生産法人に対する出資事業及び農作業受託促進の事業と併せて実施する簡易な土地基盤整備及び農業用機械・施設の導入をすることにより、認定農業者等の担い手に対する農用地等を集積する事業

⑨その他農業の近代化に資する事業

4 農用地及び農業用施設等の保全及び整備に関する事業

①畜産担い手育成総合整備事業

畜産経営の法人化及び協業化、後継者への経営継承等を契機として、担い手への土地利用集積の促進による規模拡大や地域内の土地資源を新たに飼料基盤に活用することによる畜産主産地の形成の促進により、担い手の育成を通じた望ましい畜産構造の確立と地域経済の活性化を図る事業

②飼料基盤活用促進事業

畜産担い手への土地集積を加速させ、大型機械化体系に対応した高位生産性草地等の飼料基盤の整備、また、一体的に家畜排泄物の活用を促進する事業

5 農産物の安全性を確保するための取組みに対する支援及び品質の適正表示の推進に関する事業

①農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動への支援

環境保全を重視した農業生産を促進するため、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動に対する支援を行う

②有機農産物に係る認証判定

農産物に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法に基づき、有機農産物に係る生産行程管理者の認証判定を行う

③特別栽培農産物に係る認証審査

農産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産省ガイドラインに準じて特別栽培農産物に係る認証審査を行う

④やまがた農産物安全・安心取組認証に係る審査

県産農産物の安全性を確保するために生産者、集荷団体等が主体的に実施する取組みの徹底を図り、安全性水準の高い県産農産物に対する消費者及び市場の評価を獲得するため、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱に基づき認証に係る審査を行う

6 農村地域における環境保全向上活動の支援に関する事業

①農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動への支援

農村地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、多様な主体の参画を得て取組む共同活動に対する支援を行う

7 農林水産技術の実証、普及等に関する事業

民間等で開発された新農薬や新資材について、本県農業振興上、省力化やコストの低減、環境保全型技術等に必要な資材の実用性を確認し、担い手への効果的な利用技術の普及に寄与する事業

8 農用地等における鉱害復旧に関する事業

農用地等における亜炭の採掘跡又は坑道跡の崩壊に起因する鉱害の復旧をする事業

9 その他目的達成のために必要な事業

(8) 事業実績と評価について

新公益法人への移行にあたり、やまがた農業支援センターにおける事業の実施状況とその評価を整理しているが、その内容については、以下のとおりとなっている。

財団法人やまがた農業支援センター
事業実績と評価 (やまがた農業支援センター作成)

事業名	指標	現状(年次)	事業の実施状況	成果(年次)	評価
農地保有合理化事業	①権利移動件数 ②権利移動面積 ③5ha以上の農家数割合	① 9,221件 ② 6,394ha ③ 8.7% (17年)	・農業経営基盤強化促進法で位置付けされた農地保有合理化法人(当センター)が、効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営規模の拡大、農地の集積を図ってきた。 ・農業経営の規模縮小または離農を図る農業者から農用地等を買入れ又は借受けて、一定期間中間的に保有した後に、規模拡大を望む認定農業者に対して、集団化・団地化した形で売渡しまたは貸付け、農地の利用集積を図った。	① 9,766件 ② 6,811ha (20年) ③ 11.0% (22年)	・米価の低下等の影響により、農地の利用集積が低調となる兆しもあるが、規模拡大や団地化を求める農業者に対して、農地集積の中心的な役割を着実に果たしてきた。 ・県内の農地は、年次的変動がある中で年々6,000haから7,000haの権利移動が確実に進み、経営規模5ha以上の農家数割合も全国、東北平均を上回る割合で増加して推移してきた。 ・今後は、円滑化団体や土地改良事業との連携・協力により、優良な事例を紹介するなどしながら一層の効率的な土地利用の推進に向け、農地流動化と集積の誘導を行う。
畜産担い手育成総合整備事業	①草地造成面積増 ②乳用牛増頭 ③肉用牛増頭	① 0.00ha ② 305頭 ③ 3,657頭 (17年度)	・競争力の高い畜産主産地の形成、草地等土地資源の畜産利用の促進、経営能力に優れた畜産担い手の育成・確保を促進するため、以下の事業を実施してきた。 ・エコもがみ、尾花沢中部、秋山梅の里の3地区で畜産担い手育成総合整備事業を実施。 ・草地造成・整備と畜舎・堆肥舎・飼料庫等の施設の整備を実施。 ・23年度迄の増頭目標:②乳用牛636頭、③肉用牛7,209頭	① 85.42ha ② 485頭 ③ 5,598頭 (22年度)	・乳用牛及び肉用牛の増頭数、目標に対し55%の達成率。 ・平成23年度の事業完了以降には計画目標が達成され、増頭による経営向上の効果が期待できることから、これらの実施地区をモデルとした今後の畜産振興に寄与できる。 ・本県の畜産の動向は、飼養戸数は減少傾向にあるが、1戸当たり飼養頭数は乳用牛で11%、肉用牛で43%増加(17年対比22年現在)しており、規模拡大の成果が現れている。
有機農産物認証事業	認定生産行程管理者数=事業者数	7事業者 (17年)	・当センターがJAS法に基く国の登録認定機関として登録し認証業務(生産行程管理者の認定)を実施。 ・平成17年度以降、認定生産行程管理者は、確実に増加し平成22年度は2倍の認定実績となっている。 ・書類と実地(現地)の調査で審査し、判定し認定する制度で、認定後は毎年確認調査を実施するシステム。 ・新規の申請希望者に対する講習会を年に一度実施し、HP上とパンフレットで制度紹介を行なっている。	14事業者 (22年)	・当センターでの認証事業者数は年々数件づつではあるが確実に増加し、今後も認証を志向する事業者は増加すると見込まれる。 ・有機JAS認証制度は難度の高い制度であることなどから、有機農業の実践者でも認証の申請を躊躇する事業者も少なくない様子がある。県の有機農業推進計画と連携して制度理解と認証取組の啓発をすすめる。
特別栽培農産物認証事業	①認証件数 ②認証面積	① 100件 ② 6,016ha (17年)	・山形県特別栽培農産物認証要綱により当センターが認証機関としての指定を受け、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」への適合性を審査して認証を行なっている。 ・平成17年度以降認証件数、認証面積とも急増し、平成22年度は17年度比、件数で3.3倍、面積で2倍の実績である。(有機農業や特別栽培、エコファーマー等を含めた、県の環境保全型農業の推進目標である取組農家数割合:平成31年度75%に対して21年度現況58%) ・県と協力して、認証希望者に対して制度理解のための講習会を開催し、また県農業技術普及課の指導を受けた申請書を受理し、現地検査、審査を行なっている。また、HP上とパンフレットでも制度紹介を行なっている。	① 332件 ②12,700ha (22年)	・生産者の環境保全型農業への関心の高まりと、県の環境保全型農業推進及び「つや姫」生産者に認証要件を付していることなどの効果により、特別栽培農産物認証は着実に増加し、県の目標達成に寄与できる実績で推移している。 ・認証申請する生産者の一層の制度理解の向上と、認証農産物に対する消費者理解を高めることが必要であり、県、関係機関と連携し、生産者理解と消費者理解の推進やコミュニケーションの場づくりをすすめる。
やまがた農産物安全・安心取組認証事業	①認証団体数 ②参加集団数 ③参加農家数	① 43団体 ②1,296集団 ③ 33,710戸 (17年)	・農産物の安全性と安心感の向上を図るため、農業の適正使用と適正な生産工程管理及び表示の適正化を目的として定めた山形県独自の認証制度で、県の要綱により当センターが認証機関として指定を受け、取組団体の適合性を書類審査で認証し、認証後実施状況調査を行なっている。 ・現状は果樹と野菜の認証実績となっている。 ・認証団体数、参加集団数、参加農家数は本制度を開始した平成17年度以降概ね横ばいで推移している。(県の目標値:販売農家数に対する参加農家数割合:平成31年度60%に対して21年度53.4%) ・県と協力し、認証希望者に制度理解のための講習会を開催しHP上とパンフレットでも制度紹介を行なっている。	① 43団体 ②1,256集団 ③ 33,870戸 (22年)	・認証団体数、参加農家数はほぼ横ばいで推移してきたが、制度は定着し、平成21年度より生産者の取組むべき規範として導入を進めてきたGAPの点検手法の導入団体も増加して、事業の成果は確実に得られている。 ・制度は定着しているが、不適切な管理として改善指摘を要求した事例がこれまで数件あるため、県及び集荷団体等で構成する産地協議会と連携し、制度理解の一層の推進と参加農家の拡大とともに消費者の信頼性の向上が図られるよう事業をすすめる。
担い手育成総合支援協議会特別会計	認定農業者数	7,087経営体 (17年)	・担い手の育成・確保を推進し、農業の持続的発展を図る目的で事業を実施している。 ・認定農業者とは、効率的で安定した農業経営を目指すための計画について市町村の認定を受けた者で、平成19年度までは、水田経営所得安定対策への加入促進に向けた活動と相まって、認定農業者の再認定の促進や未認定者の認定農業者への誘導を行なった。 ・平成20年度以降は、認定農業者数は一定数確保されたことから、経営改善計画の達成に向けた支援を強化し、農業経営の発展段階に応じて、経営指導や経営セミナー、個別コンサルティング活動等を実施した。	8,657経営体 (22年)	・認定農業者数は着実に増加し、目標(約8,000)を大きく上回っており、関係機関・団体が一丸となった取組みの成果が出ている。 ・企業の経営に取り組み高い経営能力を持つ農業者も出てきているが、今後さらに多くの人材を育成していく必要がある。
	農業生産法人数	130法人 (17年)	・農業生産法人とは農地を利用して農業経営を行なう法人で当センターでは専門コンサルタント等と連携を図りながら、法人化前後の経営改善支援を強化するとともに、農業経営の継続性を確保し法人化メリットを享受できるように、農業経営の法人化を誘導した。 ・集落営農組織等については、熟度に応じて、法人化に向けた検討・取組みに対する支援を行った。	192法人 (22年)	・経営指導の効果もあり、農業生産法人数は年々増加している。 ・水田経営所得安定対策の加入に合せ設立された集落営農組織は、経営基盤が脆弱な組織が多いため法人化が進んでおらず、関係機関と連携・協働した対応が必要である。 ・今後は、県、関係機関が主体となり、センターが協力しながら一体的に事業に取り組みすることとしている。
新規就農者促進対策等事業	新規就農者数	152人 (17年度)	・農業従事者数の減少が続く中、新たな担い手を確保、育成する目的で事業を実施している。 ・将来の担い手となる農業後継者や新規参入者、及び農業法人等への雇用の確保に取り組んだ。 ・新規就農についての総合窓口を設置し、一元的な就農情報の提供と、就業準備から就業定着までの段階に応じた各種支援を展開した。	226人 (22年度)	・平成22年度の新規就農者数は、25年ぶりに200人を超えたが、その要因としては、国や県・当センターの支援策がインセンティブとなったことなどが考えられ、事業の成果が顕著に出ている。 ・今後は、就農相談などの初期段階から新規就農者のカルテ作成を行い、情報共有とフォローアップを図って継続的な支援・育成を図ることとしている。
農商工連携ファンド事業	①常設・定期直売所 ②農産加工所	① 171ヶ所 ② 303ヶ所 (17年)	・やまがた農商工連携ファンド事業実施要領に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携して取組む県産農産物等の新商品開発・販売拡大等を支援し、農林漁業の活性化を図ることを目的として、平成21年度にファンドを達成し事業を開始した。 ・事業案内配布、説明会開催により事業のPRを行い、助成対象事業(農商工連携事業及び農商工連携支援事業)を公募し、年間12件程度を採択する計画としている。 ・平成21年度は、連携事業10件、支援事業3件(助成金総額30,111千円)を採択し、うち1年目に実施する事業12件について15,519千円の助成金を交付した。(1件は事業中止)	① 176ヶ所 ② 391ヶ所 (21年)	・連携事業10件のうち、4件は事業終了し、それぞれ商品開発等を行い今後の事業化に向けた取組が進められている。 ・事業化状況は、本ファンド事業終了時まで毎年の実績報告により状況把握に努める。 ・本事業は、助成事業実施後3年以内に30%以上の助成事業者が事業化を達成することを短期目標とし、事業化年度とファンド事業終了年度の売上高比較で、農林漁業者は2%、中小企業者は4%以上増加することを長期目標としており、この達成に向けて、中小企業応援センター事業や、当センターの専門家派遣事業等を活用し支援していく。 ・産地直売、農産加工活動の他、輸出やグリーンツーリズム活動等企業活動の取組について、県及び関係機関と連携して支援し、農を起点とした価値創造を促進していく。

2.沿革

昭和 45 年 5 月	財団法人山形県農地管理公社設立(民法第 34 条法人)
平成 2 年 4 月	財団法人山形県農業公社に改称(財団法人山形県農業開発機械公社と統合)
平成 6 年 2 月	農業経営基盤強化促進法に基づく県の基本方針に「農地保有合理化法人」として位置付け
平成 19 年 12 月	財団法人やまがた農業支援センターに改称 (財団法人山形県農業振興機構と統合)

3.財務状況

(1) 準拠している会計基準

公益法人会計基準 (昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ 最終改正平成 16 年 10 月 14 日) を適用している。

(2) 財務諸表の概要

①貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
資産総額	4,756	4,544	6,757	
流動資産	1,619	1,529	1,319	
固定資産	3,137	3,015	5,438	
基本財産	1,227	1,229	1,236	
特定資産	1,809	1,706	4,127	(注 1)
その他固定資産	101	80	75	
負債合計	1,848	1,644	3,829	
流動負債	325	335	363	
固定負債	1,523	1,309	3,466	
長期借入金	1,324	1,201	3,402	(注 1)
退職手当引当金	117	97	55	
その他	82	11	9	
正味財産合計	2,908	2,900	2,928	
指定正味財産	2,622	2,594	2,544	
一般正味財産	286	306	384	
負債及び正味財産合計	4,756	4,544	6,757	

(注 1) 農商工連携ファンド事業が開始され、山形県をはじめ、金融機関より、無利子により、借入を行い、特定資産として運用している。

②正味財産増減計算書

(単位:百万円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
一般正味財産増減の部				
経常収益	2,746	2,528	2,817	
農地管理事業収益	1,543	—	—	(注 1)
農地保有合理化事業収益	—	1,040	1,219	(注 1)
受取補助金	601	906	—	(注 2)
受取畜産担い手育成事業補助金	—	—	376	(注 2)
受取集落営農法人化緊急整備推進補助金	—	—	356	(注 2)
開発事業収益	359	—	—	(注 3)
畜産担い手育成事業収益	—	426	301	(注 3)
その他	243	156	565	
経常費用	2,666	2,510	2,712	
農地保有合理化事業費	1,741	1,254	1,297	
畜産担い手育成総合整備費	555	923	677	
一般管理費	171	64	74	
その他	199	269	664	
当期経常増減額	80	18	105	
経常外収益	1	3	0	
経常外費用	0	0	27	
当期一般正味財産増減額	81	21	78	
一般正味財産期首残高	205	285	306	
一般正味財産期末残高	286	306	384	
指定正味財産増減の部				
受取寄付金	1,932	—	—	
その他	1	△28	△49	
当期指定正味財産増減額	1,933	△28	△49	
指定正味財産期首残高	689	2,622	2,593	
指定正味財産期末残高	2,622	2,594	2,544	
正味財産期末残高	2,908	2,900	2,928	

(注1) 統合で勘定科目の変更したことによる。

(注2) 受取補助金勘定から、補助事業ごとに勘定を細分化したことによる。

(注3) 農用地開発事業の廃止による、勘定科目の変更したことによる。

(3) 財務情報へのアクセス方法

インターネット上、<http://www.ynk.or.jp/>において財務情報を開示しており、以下の情報にアクセス可能である。

「平成 21 年度 事業報告」「平成 21 年度 収支決算書」「平成 21 年度 貸借対照表」「平成 21 年度 正味財産増減計算書」「平成 21 年度 財産目録」「平成 21 年度 財務諸表に対する注記」が開示されており、平成 21 年度に係る財務諸表を閲覧することが可能である。

4. 今後の経営課題

(1) 過去の「包括外部監査」の状況

① 監査対象となったか否か

平成 15 年度に合併前における (財) 山形県農業公社にて監査対象となった。

② 監査対象となった場合、年度と重要な指摘事項の概要とそれに対する対応状況の概要

平成 15 年度

意見、指摘の内容	対応状況について
① 滞留未収金について 滞留債権の対応状況の資料を作成することが必要である。	資料を作成済み
② 事業の人件費計上について 職員給与、福利厚生費、退職給与引当金繰入ともに、人件費と同質のものであり、退職給与引当金繰入についても同様に扱うことが理論的と思われる。人件費の計上基準を明確にし、それに従って、計上する必要がある。	平成 15 年度より、職員給与、福利厚生費、退職給与引当金繰入については給与按分比率により計上することに改善した。
③ 退職給与引当金の要支給額に対する充足率について 早急に 100% にすべきである。	平成 16 年度計画で 98%、平成 17 年度 100% 引当を行った。
④ 債権の会計処理について 額面超過額については、満期日までの期間で按分し、受取利息を減額調整する必要がある。	平成 15 年度において償却原価法により処理し改善した。

<p>⑤特定鉱害復旧事業等引当金について 引当金の計上は、将来の費用・損失の金額を合理的に見積もることができることが要件であり、規定に定める基金への繰入とすべきである。</p>	<p>平成 15 年度より積立金として改善した。</p>
<p>⑥農地保有合理化促進事業用機械・施設リース事業における徴収書類の不備について 必要な書類を正確に徴収するように徹底する必要がある。</p>	<p>チェック表を作成・使用するとともに、事業課に加え、総務企画課でもチェックするなど、チェック体制の強化を図った。</p>

(2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要

センターの今後の事業展開等について、関係機関と検討を進めてきたところであり、その検討結果を踏まえ、組織再編の方向を取りまとめ、県等と調整しているところである。

(3) 「公益認定」への対応状況

- ア 平成 21 年度においては、全国農地保有合理化協会主催の研修会等に職員を派遣するとともに、理事会での制度概要説明を行うなど、その準備を進めてきた。
- イ 現在、平成 23 年 4 月の公益財団法人移行に向けて、検討・準備を進め、評議員会、理事会の承認のもと、平成 23 年 1 月 25 日付けで認定申請したところである。

(4) その他法人が認識している経営課題の概要

- ア 人材の確保・育成 (OJT や研修の手法の検討等)
- イ 関係機関との連携・協働を促進していくための仕組みの検討

【監査の結果および意見】

(公社等に関する事項)

1. 正味財産増減計算書における事業別の正味財産増減計算における改善の必要性

(1) 収益・費用の対応関係について

平成 21 年度現在、正味財産増減計算書において、事業別の収益、費用の対応関係が不明確であり、当該事業の状況を把握するうえで、事業の実態が不明確な状況となっている。事業の運営上、事業の正味財産増減の状況を把握することは、重要なことと考えるので、事業の状況が、明確に把握ができる費用、収益の対応関係を検討する必要がある。現在、センターは、公益認定に向けて事業の区分を整理した段階であるが、その中で、当該収益・費用の対応をさせて、事業の状況がより明確になるように検討していくことが必要である。【意見】

(2) 共通的费用の配分方法について

平成 21 年度財務諸表の正味財産増減計算書の中で、各事業への共通的费用等の配賦基準が明確ではなかった。共通的费用等の配賦の方法は、平成 21 年度に適用していた会計基準における拠所になる指針として、公益法人会計実務 Q&A (中間報告その 3) (平成 6 年 9 月 5 日 日本公認会計士協会 公益法人委員会) 5 を参考に、共通経費を配賦していくことで事業の状況がよりの確にとらえることができたものと考えられる。

現状において、共通費を各事業に配賦していくうえでの基礎となる、職員の執務実績が明確でなく、従事割合が不明な状況となっている。事業実態をつかみ、適切な事業運営の管理を行うためにも、共通経費をいかに配賦するかの検討を行い、共通経費配賦の基礎となる従事割合等の把握等課題について対処していく必要があるものとする。現在公益認定にあたって見直しを行っているとの回答であるが、内閣府の FAQ の問 V-3-2-② (公益目的事業比率) において、配賦基準が示されているとおり、共通費の配賦について見直しを実施し、より適切に事業の実態を把握したうえで、今後の経営にいかしていくべきと考える。【意見】

2. ニューファーマー経営安定加速事業

当該事業により提供される資金は「貸与」であり、その後の意思決定により、返還義務の免除がなされる。しかしながら、平成**19**年度以前の会計処理においては、当初の資金提供時に「助成金」として費用処理がなされている。当初は、貸与であることより、貸付金と処理し、返還免除の意思決定に伴い、費用処理することが望ましい。

なお、平成**20**年度以降の会計処理においては、当初の資金提供時「貸付金」と処理し、返還免除に伴い費用処理を行っている。【意見】

3. 集落営農支援事業によって整備された財産の管理について

集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要領第**5**において、「都道府県協議会及び地域協議会は、本事業によって整備した施設等が良好な状態で管理されるよう事業実施主体による利用状況等を的確に把握するとともに、当該施設等の利用率が低下している場合においては、適切に利用するよう指導する。」とあるが、当該、事業によって整備された施設等についての、財産管理台帳は存在し、利用率、財産状況についても地域協議会が把握に努めており、センターとしても成果目標の達成状況の評価の際に施設等の利用状況等については聞き取りしている状況にあるが、十分に把握できている状況にはない。また、山形県集落営農法人化等緊急整備推進事業補助金交付規則の第**26**条に、「地域協議会は、各事業実施主体が整備事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、センターの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することについて、当該事業実施主体に対して承認してはならない。」とある。当該条項を遵守し、運用していくためにも、事業によって整備した、固定資産の利用状況について、地域協議会と連携して、センターとして状況把握につとめ、適切に管理していく必要があるものと考え。たとえば、国や県とも協議したうえで当該財産の利用状況についての報告欄を設けるなどセンターとして、利用状況を把握するとともに、当該施設等の利用率が低下している場合においては、適切に指導していくことが考えられる。【意見】

4. 特定資産について

(1) 強化基金引当資産

強化基金引当資産（**116,394,200** 円）は、農地保有合理化事業を円滑に実施するための基金として、農地保有合理化事業に伴う損失補てん、地価下落等の要因によって生じる欠損の補てんやセンターの運営のために必要とした場合に使用するために、特定されている資産である。しかしながら、現状、農地保有合理化事業において、売手から、センターが土地を購入する場合、買い手から、あらかじめ宣誓書を手に入れるなど、リスクを買い手に移転して、自身での土地の下落によるリスクを回避している状況にある中、当該特定資産としての意義は薄れているものと考えられる。

当該特定資産設定の意義を見直し、運用上、有効に機能するように設計しなおす必要があるものとする。

なお、往査後センターにおいては、公益認定に向けて特定資産を見直したとのことである。【意見】

(2) 支援事業引当資産

支援事業引当資産（**10,000,000** 円）は、センターが支援事業を実施するための資金であり、センターの支援事業を行うための人件費や一般管理費に充てる目的で特定されているが、抽象的な余剰資金の積み立ての程度でしか意味がない。特定資産として特定するならば、もっと具体的な使用計画があつてしかるべきと考える。逆にいえば、当該使用計画が無く、抽象的に特定しているだけならば、もっと、有効な用途があるにもかかわらず、使用できないといった用途制限にもなり、事業運用上かえって支障をきたすことも考えられる。以上のことより、特定資産として積み立てる場合、適切な使用計画を立てて、必要に応じて取り崩すというように見直していく必要があるものとする。

なお、往査後センターにおいては、公益認定に向けて特定資産を見直したとのことである。【意見】

5. 特別事業用地の評価基準及び評価方法について

公益法人会計基準（第4 財務諸表の注記、1 (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等）に注記が要請されているが、センターにおける現状の財務諸表に、特別事業用地の評価基準及び評価方法については、注記表示がなされていない。現状は、取得原価により、評価されているのでその旨の開示が必要であるものとする。【指摘】

6. 債権債務の長期短期による流動固定分類について

平成22年3月31日現在、流動資産として農業用機械・施設導入事業貸付金が**6,800,000**円あるが、そのうち、**5,100,000**円は長期の債権であり、固定資産として分類しなければならないものである。

さらに特別事業未収金**201,629,959**円のうち、滞留債権**14,388,859**円が存在し、平成24年度までの分割払いによる長期にわたる回収計画となっている。しかしながら、貸借対照表上では、当該滞留債権全額を流動資産として取り扱っており、実態と表示がかい離していることとなっている。

以上のように、貸借対照表上、長期、短期の流動固定分類が妥当ではないため、表示上、修正が必要であるものとする。【指摘】

7. 債権について貸倒引当金の設定が必要なものについて

貸倒が懸念されている債権について、公益法人会計基準における貸倒引当金の設定の検討がなされていない事例があった。

勘定科目	債務者名	平成 21 年度 滞留債権残高	発生年度	入金
合理化事業未収金	債務者 A	3,018,119 円	平成 15 年度～平成 18 年度	平成 19 年度 10 万円 平成 20 年度 7 万円 平成 21 年度 16 万円
特別事業未収金	債務者 B	14,388,859 円	平成 15 年度	平成 18 年度～平成 21 年度（分割払い）
実践農業研修助成資金貸付金	債務者 C	600,000 円	平成 17 年度（前期）	なし
		600,000 円	平成 17 年度（後期）	なし

上記事例は、債権の回収が懸念される債権であり、貸倒引当金の設定の基準を検討し、基準に従って貸倒引当金の設定がなされなければならないものとする。

なお、センターは、平成 21 年度決算においては、問題として認識していたものの、重要性の観点、時間的な制約等に対応していなかった。平成 22 年度決算においては、貸倒懸念債権の貸倒引当金の設定の基準について検討し、対応していく方針である。【指摘】

8. 有価証券の管理規程について

往査時である平成 22 年 9 月 14 日時点において、財務規程には、債権の管理等に
関する規程はあるが、有価証券に関する規程が無かった。有価証券は、運用につ
いてリスクが存在し、いかなる債権に投資するかについては、慎重に決定しなけれ
ばならないので、別途、運用規則を作成しておくことが望ましい。現状、有価証券
の管理簿は存在するものの、年次ごとの管理が適切に実施されていないため、決算
時の評価額の算定についても、証跡が残っていない状況にある。そのことも踏まえ
て管理規程の策定が望まれる。なお、センターにおいては、専務理事、常務理事、
事務局長、参事、総務企画課長からなる基金管理委員会を設置し、基金を安全かつ
確実に管理し、効率的な運用を図るとともに、管理規程の制定等を検討している状
況にあるとのことである。【意見】

9. 特定資産の処分について

経営構造改革緊急加速リース支援事業に係る機械の処分について、販売会社の代
表理事からの報告をもって処分処理を行っているが、廃棄処分資料もなく、実際処
分を行っているか不明であった。当該支援事業については事業実施要領が定められ
ているが、当該処分案件についての資産管理に係る規定が整備されていないため、
処理自体が不十分となっていると考えられるため、処分を行う場合は、除却処分を
したことの証憑を添付の上、処理を行う等の規定を設けるべきと考える。【意見】

10. 徴収不能償却債権についての回収努力について

平成 21 年度に徴収不能として償却した債権 1,125,800 円(下表※印)に対して、
回収努力や債権保全等の手続について証跡が残っていない。

(表)：平成 21 年度末 小作料長期未収金調書

平成 22 年 3 月 17 日

債務者名	金額 (円)	発生年度	摘要
T 氏	705,000	平成 6-7 年度	川西町、66 歳 ※
S 氏	420,800	平成 11-13 年度	長井市、53 歳 ※
S2 氏	3,018,119	平成 15-18 年度	金山町、63 歳 平成 19-21 年度入金あり
計	4,143,919		

徴収不能として会計上償却した債権で債権放棄していない債権についての回収
努力及び債権保全については、経過等の証跡を管理すべきである。【意見】

11. 特別事業における農地販売先への与信管理について

平成 14 年 12 月時点で明らかに経営が悪化していた先に、農地を平成 15 年 12 月に 14 百万円、平成 16 年 3 月に 15 百万円で販売したが、全額回収されずに、平成 22 年 3 月現在においても、回収されないまま残っている。

センターとしては次の手続により販売先を決定し、契約手続する事務を行っていた。

- i) 買付先からの売却希望を受け、農業委員会の斡旋に基づき、売渡先を選定。
- ii) 買い入れた農地については、農地保全上重要であるとの観点から、買受予定者との間で一時貸付契約をして、中間保有の管理を行い、耕作地としての保全を図っている。
- iii) 一時貸付終了後、買受予定者と売渡契約を締結。

ここで問題となるのが、販売先の与信管理である。農業委員会からの斡旋に依らず、センターが独自に買受予定者に係る与信管理を行っていれば、経営が悪化していた相手先に対し新たに土地を販売することはなかったことが想定される。また、販売されたとしても、前払いによるなど、債権保全の検討がなされたはずである。農地販売するに当たっては、相手の経営力や財務力を判定し、与信をどうするかといった判定をするためにも、買入先の決算書や申告書を入手し、債権の回収可能性やその可能性に応じた債権保全の方法等を吟味したうえで、販売決定を行うべきと考える。なお、平成 20 年度以降、役員、事務局長、参事、担い手支援室長、総務企画課長、経営安定支援課長、担当者からなる「買入審査会」を設置し、買入先が法人の場合や一時貸付後に売り渡す場合は、決算書や申告書等の入手をしており、その他の場合にも誓約書、買入資金確認申請書、預金残高証明書等を入手し与信管理を行っているとのことである。

【意見】

12. 遊休資産について

平成 22 年 3 月末現在に計上されている固定資産の中で、以下の表のように遊休資産が存在する。

(遊休資産一覧)

(単位：円)

勘定科目	資産名	取得年月	取得原価	平成 22 年 3 月 現在帳簿価額
機械	車検用計機	昭和 52 年 7 月	5,170,000	258,500
	温水洗車機	昭和 54 年 4 月	720,000	37,500
	キャビン	平成 17 年 2 月	640,500	60,132
工器具備品	パソコン	平成 14 年 6 月	533,925	26,696
	パソコン	平成 15 年 9 月	168,000	8,400
	パソコン	平成 17 年 4 月	173,250	9,714

以上のように、遊休資産が計上されているが、使用の可能性が無いものについては、速やかに処分をする必要があるものとする。【指摘】

13. 貸与助成金について

貸与助成金は、ニューファーマー経営安定加速事業による助成金で、山形県において農業に従事し又は従事しようとする青年等が就農のための準備をするとき、農業経営を開始するとき又は農業経営に参加するときに奨励金を貸与するものである。奨励金の貸与を受けたものは農業を継続して 5 年間おこなっていれば償還免除されるが、それ以外は奨励金の貸与が終了した翌年から起算して 5 年以内に、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨励金を返還しなければならないと定められている。

往査時である平成 22 年 9 月 14 日時点において、貸与助成金のうち継続就農されない等の理由により返還免除にならなかった債権が 2,150,000 円滞留していたが、保全・回収の手続を適時に実施している資料が保管されていなかった。当該滞留分については、連帯保証人もあり、保証人とも接触し、本人とも平成 18 年 11 月においてコンタクトしているが、それ以降、明確な資料が無く、債権保全・回収が適切に行われているとは言い難い。また、奨励金を返還すべきときまでに返還しない場合は、14.5%の割合で違約金を徴する規定があるが、当該、違約金の計算と提示も行っていない。さらには、当該貸倒が懸念される債権について、貸倒引当金が設定されていない。以上の点より、債権回収・保全の手続きが適切に行われておらず、会計処理についても不適切なものとなっている。なお、往査後センターにおいて電

話や面談等により滞納者及び連帯保証人との交渉を持ち、その際には違約金の計算と提示も併せて行っており、債権回収に向けた対応を進めているとのことである。

【指摘】

14. 実践農業研修助成資金貸付金について

実践農業研修助成資金貸付事業とは、就農を目指す農業研修生が県内の農業法人または先進農家において 1 年継続して実践農業研修を受けるために必要な資金を貸し付けるものである。

往査時である平成 22 年 9 月 14 日時点において、平成 17 年度の研修生 1 名に係る償還金が滞納されている。

- ・金額 1,200,000 円
- ・返済方法 平成 18 年 11 月 20 日を初回として、以後、平成 25 年 11 月 20 日まで年一回の計 8 回の分割返済

当該滞納分については、本人及び連帯保証人との交渉を持ち、滞納金の督促を行っているが、回収に至っておらず、今後とも当該債権の回収・保全に向け適切な管理に努めていくべきである。【意見】

なお、当該債権に対する貸倒引当金の計上に関して、既述した 7 を参照のこと。

15. 合理化事業強化基金の運用益の使途について

平成 21 年度の合理化事業強化基金の運用益については、2,704,000 円となっている。

その運用益の使途については、合理化事業の直接事業費に充当されている 4,891 円を除く、2,699,109 円は、一般管理費等に充当されている。

しかし、当該利息の使途について、一般管理費等に充当されている部分については具体的に特定できない状況となっている。昨今の報道で問題となっている合理化事業強化基金の運用益の目的外利用を、センターとして行っていない旨の説明を精緻にするためにも、より具体的な使途特定を行ったほうが望ましいものとする。たとえば、一般管理費等で、実態として当該合理化事業に関わっている人件費に配分したといっても、執務実績が明確でない中で、客観的な説明ができない。このように目的外使用をしていないことの客観性を担保するためにも、運用益については、より具体的に特定を行うことが望ましいものとする。

その方法としては、直接事業に配分する、又は、一般管理費等に配分したとしても、明確に事業の関連性が証明できる具体的な費用に特定して配分することが考えられる。

【意見】

以 上

財団法人山形県下水道公社

- ・ 財団法人山形県下水道公社

【概要】

以下については、特段の記述がない限り平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

1.概要

(1) 目的

「財団法人山形県下水道公社（以下「公社」と言う。）寄附行為」第 3 条（目的）によると以下のとおりである。

「公社は、県民に対する下水道知識の普及啓蒙の事業を行うとともに、流域下水道の維持管理業務の受託等を行うことにより、山形県及び市町村の下水道事業の振興を図り、もって生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。」

(2) 所在

山形県天童市大字大町

(3) 重要な事業所

(2) に所在の本部のみ

(4) 役員の様況

①人数

理事 12 名、監事 3 名、評議員 12 名

②報酬総額

4,196 千円

(5) 職員の様況

①人員数（平成 22 年 4 月 1 日現在）

職員 10 名、嘱託職員 2 名、研修職員（山形県建設技術センターからの派遣職員）2 名

②平均年齢（平成 22 年 4 月 1 日現在）

47.8 歳

③給与総額及び平均給与金額（支給総額を人数で除して算出）

給与総額 38,092 千円

平均給与金額 4,232 千円

(6) 県との関係（平成 21 年度及び平成 21 年度末の状況）

①県からの出捐

法人の指定正味財産金額は平成 22 年 3 月 31 日時点で **62,940,000** 円であり、うち **50%**にあたる **31,470,000** 円を山形県が出捐している。

②県との契約

公社は、山形県との間で県内 4 処理区（下表「山形県内の流域下水道処理区」参照）の流域下水道処理施設の運転管理及び維持管理に関する業務委託契約を締結している。平成 21 年度における当該委託契約に基づく委託料収入額は **1,479,098,153** 円となっている。

表 1：山形県内の流域下水道処理区

	山形処理区	村山処理区	置賜処理区	庄内処理区
事業着手年度	昭和 58 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	平成 4 年度
施工期間	～平成 27 年度	～平成 27 年度	～平成 27 年度	～平成 27 年度
浄化センター所在地	天童市大町	村山市大久保	南陽市宮崎	庄内町家根合
処理対象市町村	山形市、天童市、上山市、山辺町、中山町	村山市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町	南陽市、高畠町、川西町	庄内町、鶴岡市、三川町、酒田市
計画処理面積	8,448ha	4,537ha	2,709ha	2,186ha
計画処理水量	219,226 m ³ /日	67,709 m ³ /日	38,382 m ³ /日	30,515 m ³ /日
現有処理能力	73,000 m ³ /日	27,870 m ³ /日	19,500 m ³ /日	15,500 m ³ /日
委託料収入額※	593,859,844 円	373,690,551 円	235,310,308 円	211,995,106 円

注) ※：委託料はこの他に、共通事業費として約 **64** 百万円ある。

③県からの補助金等

公社は、上記②流域下水道処理施設に係る業務委託契約のほかに、県と流域関連市町村が組織する「最上川流域下水道事業連絡協議会」から親子下水道教室開催に係る協賛金を毎期受けており、平成 21 年度の当該協賛金は **238,523** 円であった。

④県職員 OB の役職員等

5 名（常勤役員 1 名、職員 4 名）

⑤その他

公社の総収入額から総支出額を差し引いた残余额は全て県に返還している。

(7) 事業の概況

公社は、前出「公社寄附行為」第1章総則 第4条(事業)によると以下の事業を行っており、これらのうちエ.の事業が主な事業である。

- ア.県民に対する下水道知識の普及啓蒙
- イ.下水道技術の調査研究
- ウ.下水道技術者の養成
- エ.流域下水道の維持管理業務の受託
- オ.下水道に係る水質分析業務等の受託
- カ.その他目的を達成するために必要な事業

2.沿革

(1) 設立

昭和**62**年**4**月**1**日。なお、当法人は民法の規定に基づく「公益法人」である。

(2) 重要な事業の開始、改廃

設立年度より寄附行為に基づいた事業が行われてきた。

(3) 重要な組織再編

公社は過年度において、合併・営業譲渡等の重要な組織再編を行っていない。

なお公社は、平成**17**年度から流域下水道処理施設**4**処理区の業務管理を本社で一括して行うこととし、大幅な人員削減を行ってきた(参考:常勤役員+職員+嘱託職員 平成**16**年度**27**名、**17**年度**21**名、**18**年度**20**名、**19**年度**14**名、**20**年度**13**名)。

その最中、県やまがた改革推進本部会議の公社再編に係る方針を受け、平成**19**年**3**月に開催された第**25**回評議員会及び第**101**回理事会において、公社の「廃止に向けた工程表」が議決され、公社は平成**22**年度末で解散することが一時決定された。

しかし、平成**22**年**3**月における県の方針変更により公社は廃止ではなく、平成**23**年**4**月**1**日に財団法人山形県建設技術センターと合併することとされた(4.今後の経営課題(2)参照)。これを受けて公社は、財団法人山形県建設技術センターと平成**22**年**8**月**10**日に合併契約を締結している。

(4) その他

特記すべき事項はない。

3.財務状況

(1) 準拠している会計基準

「財団法人山形県下水道公社財務規程」(昭和 62 年 4 月 1 日)が整備・運用されているが、この中で準拠すべき会計基準等は明記されていない。

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人制度改革関連三法の施行によって、従来の公益法人は自動的に特例民法法人となり、施行後 5 年の間に公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人への移行等を行うこととされた。

この特例民法法人については、公益法人制度改革関連三法の施行前の取扱いが継続されることから、公社は平成 16 年に改正された「公益法人会計基準」に準拠して財務諸表を作成している。

(2) 財務諸表の概要

(金額単位:百万円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
貸借対照表	資産総額	234	374	314	
	流動資産	156	286	223	※1
	現金預金	156	235	223	
	固定資産	77	88	90	
	基本財産	62	62	62	
	特定資産	14	25	27	※2
	負債合計	171	311	251	
	流動負債	156	286	223	
	未払金	129	174	99	※3
	預り金	27	111	123	※4
	固定負債	14	25	27	
	退職給付引当金	14	25	27	※5
	正味財産	62	62	62	

注) ※1:平成 20 年度の流動資産変動は現金預金の増加のほか、流域下水道事業委託料に係る未収金 50 百万円の増加による。

※2:固定資産内の特定資産は退職給付引当金見合いの定期預金である。

※3:主な項目は次のとおりである。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
委託費未払金	91	162	91
修繕費未払金	23	—	—
光熱水料未払金	8	1	1

財団法人山形県下水道公社

消耗品費未払金	3	3	4
退職金未払金	—	3	—
租税公課未払金	1	2	0
その他	1	1	1
合計	129	174	99

※4：預り金の99%以上が流域下水道事業委託料に係る県への返還金である。

※5：退職給付引当金の平成20年度の増加は、公社廃止決定に基づく退職給付債務計算基礎が自己都合から整理退職に変更されたためによる増加である。

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	摘要
収支計算書	収入総額	1,430	1,427	1,487	
	(重要な収入項目)				
	補助金等収入	1,428	1,421	1,479	※1
	支出総額	1,430	1,427	1,487	
	(重要な支出項目)				
	委託費	1,008	1,128	1,173	※2
	修繕費	32	18	49	
	光熱水料費	206	126	120	
	消耗品費(薬品等)	93	61	75	
収支差額	0	0	0	※3	

注) ※1：県からの流域下水道事業委託料に係る収入である。

※2：委託費の主な項目は次のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
浄化センター維持管理業務	521	570	590
設備等保守点検業務	81	158	187
汚泥処分業務	404	398	394
Other	1	1	1
合計	1,008	1,128	1,173

※3：実費精算方式により、県からの委託料収入を支出金額と同額となるよう調整・返還しているため、収支差額は0である。

(3) 財務情報へのアクセス方法

公社決算書について、公社、県下水道課又は県行政情報センターで直接閲覧できるほか、郵送による入手も可能である。なお、公社はインターネット等において財務情報を開示していない。

4. 今後の経営課題

(1) 過去の「包括外部監査」の状況

① 監査対象となったか否か

過去、包括外部監査の監査対象となったことはない。

② 監査対象となった場合、年度と重要な指摘事項の概要とそれに対する対応状況の概要

該当なし。

(2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要

公社は、平成**23**年**4**月**1**日に財団法人山形県建設技術センターと合併することとなった。合併の形式は、法に基づく合併で、財団法人山形県建設技術センターが存続特例民法法人となり、公社は消滅特例民法法人となる。

なお、合併に伴い、公社の有する債権債務は全て財団法人山形県建設技術センターに承継されることとなっている。

(3) 「公益認定」への対応状況

(2) 記載のとおり、公社は平成**23**年**4**月**1**日に財団法人山形県建設技術センターと合併することになっていることから、公益法人等への移行については合併後に具体的な検討を行う予定である。

(4) その他法人が認識している経営課題の概要

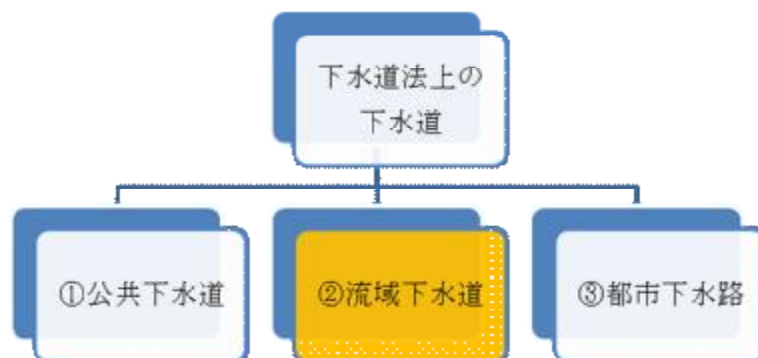
特記すべき事項はない。

【参考；下水道料金の概要】

I. 下水道の種類

下水道法によると、下水道は下図のように分類される。

図 1：下水道の分類



下水道法 第1章 総則（抜粋）

第2条（用語の定義） この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する排水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

なお、流域下水道は平成21年3月末現在、42都道府県134箇所事業が実施され、うち130箇所供用が開始されている。

II. 下水道使用料と費用負担

①下水道使用料が徴収される根拠

下水道使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、「私費」として負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠および算定の基本原則は、下水道法第20条に規定されている。

下水道法 第2章 公共下水道（抜粋）

第20条（使用料） 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

<後略>

ここで、下水道に関わる主体について、その費用負担を考える。国は、国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する責務を有し、地方公共団体は、固有の事務として下水道を整備するなどの責務を有している。したがって、国及び地方公共団体は、原則として下水道整備等に要する費用のうち「公費」で負担すべき部分につき、各々の責務に対応した補助及び負担を行っている。

一方、下水道の利用者は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、原則として下水道整備等に要する費用のうち「私費」で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすべきである。

②下水道経費の構成と負担区分

下水道事業の管理運営に係る経費は、「資本費」と「維持管理費」とに分けた上で、さらに「雨水」と「汚水」に係る経費の負担を区分する。この費用負担のあり方については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には「雨水」に係るものは「公費」で、「汚水」に係るものは「私費」で負担する。ただし、下水道の公共的役割に鑑み、「汚水」に係る費用のうち一定の

ものが「公費」負担となる。

ここで「資本費」とは、地方公営企業法を適用する下水道事業においては減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費、資産減耗費（固定資産除却費に限る。）、固定資産売却損、繰延勘定償却（退職給与金償却は除く。）並びに用地費に係る元金償還金の合計額をいい、地方公営企業法を適用しない下水道事業においては、地方債元利償還金及び地方債取扱諸費の合計額をいう。

上記、下水道事業の管理運営に係る費用の負担区分を下表にまとめる。

表 2：下水道事業の管理運営に係る費用の負担区分

汚水（一般排水として）						雨水	
資本費			維持管理費			資本費	維持管理費
公費負担		資本費平準化債※	私費負担	私費負担	公費負担▲		公費負担
基準内	基準外		使用料	使用料	基準外	基準内	基準内★
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 受益者負担の原則に基づく使用料対象経費 </div>							

注) ★：総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰出金について」に示された基準に基づく一般会計繰入金を「基準内」繰入、それ以外を「基準外」繰入という。

▲：維持管理費は基本的に私費負担だが、次に掲げる経費の全部または一部が公費負担である。

- ・ 公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ・ 不明水の処理に要する経費
- ・ 高度処理に要する経費

ここで資本費平準化債（※）とは、下水道施設の整備には多額の初期投資が必要であり、供用開始当初は処理原価が著しく高額となる下水道事業の特性から、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を後年度に繰り延べることができる制度である。以下についての起債ができるものであり、元利償還金について交付税措置が設けられている。

- i) 建設中の施設に係る起債の元金償還金及び建設利息
- ii) 供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る起債の利子
- iii) 供用開始後の施設に係る起債の元金償還金から減価償却費を差し引いた額
 <以上、社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」平成 20 年度版下水道統計第 65 号」より抜粋。>

③流域下水道に係る維持管理負担金

上記は公共下水道における下水道使用料について述べられたものであるが、流域下水道に係る費用についてもこれに含めて使用者から徴収されることとなる。

流域下水道管理者である都道府県が、受益者である関連市町村から負担金を徴収する根拠は下水道法第31条の2に規定されており、よって流域下水道管理者である都道府県が関連市町村に対し利益を受ける限度において「流域下水道維持管理負担金」として徴求している。なお、ここでいう維持管理費には資本費が含まれていると解されている。

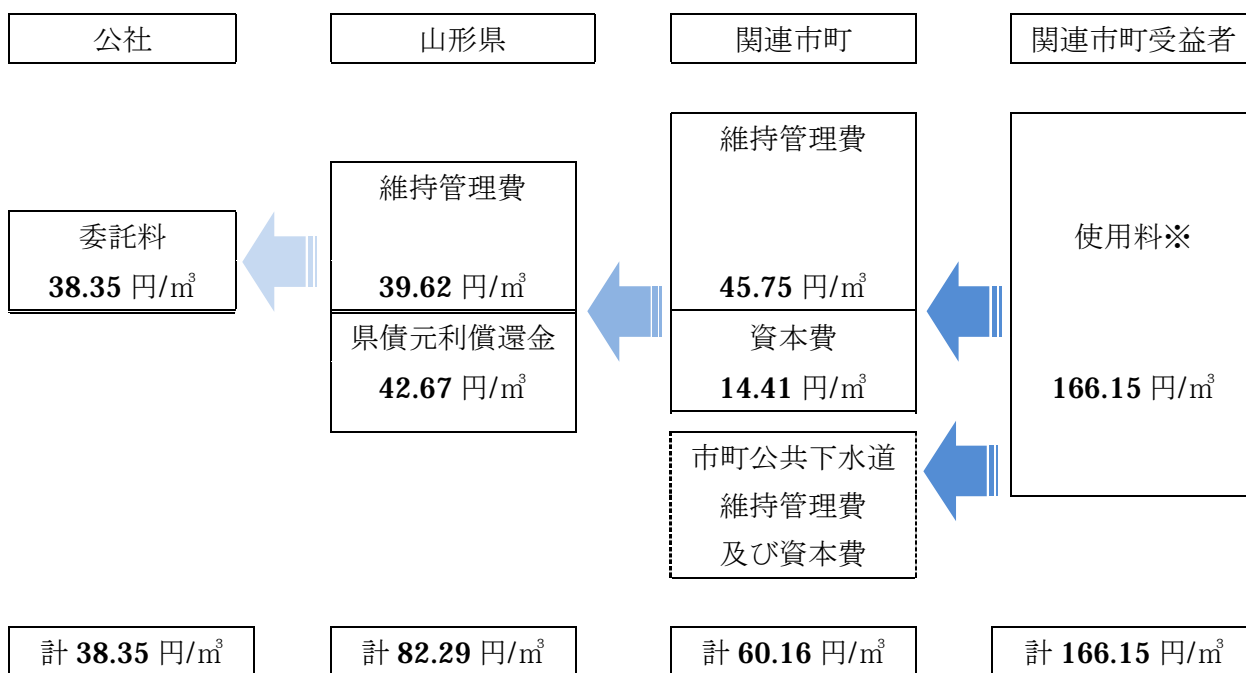
下水道法 第4章 雑則（抜粋）

第31条の2（市町村の負担金） <前略>公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

次に、監査人により公表数値を利用して平成21年度における流域下水道に関わる維持管理費の負担関係を主体別に単価計算したので、下図にまとめる。

図2：流域下水道に係る下水道使用料の流れ



注) ※：流域関連市町住民の支払う下水道使用料は、県内流域関連市町の一般家庭において公共下水道を毎月20 m³使用した場合の平均単価である。この下水道使用

料には公共下水道の維持管理費と資本費が含まれているが、公表数値からはその区分を明確にできなかった。なお、平成 20 年度の同単価の全国平均は、**132.1** 円/m³であった（社団法人日本下水道協会「平成 20 年度版下水道統計第 65 号」より）。

【監査の結果および意見】

(公社等に関する事項)

1. 除却すべき物品の存在について

置賜処理区において、故障しており使用していないパソコンが 1 台（取得価額 116,497 円）存在していた。なお、当該物品は購入時に費用処理されており、物品として管理されている。

この点、「公社財務規程」では不要または使用に耐えなくなった物品につき廃棄等処分することを求めている。

公社財務規程 第 5 章 物品会計（抜粋）

第 58 条（不用品の処分） 物品管理者は、物品のうち不要となり、又は使用に耐えなくなったものについては、不要の決定をして売却し、又は廃棄しなければならない。

したがって、公社は財務規程に基づき、不要物品を把握した場合には適時に不要決定および処分を行わなければならない。【指摘】

また、すべての処理区において物品の除却候補リスト等を作成するなど工夫して、適時に除却の判断ができるよう物品の管理を徹底されたい。【意見】

2. 棚卸資産の管理について

現在、公社は薬剤や濾布等の消耗品について購入時に費用として会計処理し、期末時点で未使用の部分について棚卸資産として計上をしていない。

この点、公益法人会計基準および同注解に次のような簡便法の規定があり、公社の手續は妥当とも思われる。

公益法人会計基準 第 1 総則 2 一般原則（抜粋）

(4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手續並びに財務諸表の表示の方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。(注 1)

公益法人会計基準注解（抜粋）

(注 1) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少要因として処理する方法を採用することができる。

しかし、公社は当該未使用品について実地棚卸を行っていない。「公社財務規程」では物品のうち準備品について毎事業年度 1 回照合を行い、照合票の作成を求めている。

公社財務規程 第 5 章 物品会計（抜粋）

第 52 条（物品の範囲） この規定において物品とは、消耗器具備品（耐用年数 1 年以上かつ取得額 20 万円未満のもの。）及び消耗品をいう。

<中略>

第 55 条（準備品の管理） 物品管理者は、物品のうち、耐用年数 1 年以上かつ取得額 5 万円以上のもの（以下、「準備品」という。）については、準備品管理表にその管理の状況を登記しておかなければならない。<中略>

第 56 条（準備品の実施照合） 物品管理者は、準備品について毎事業年度 1 回準備品の受払に関係のない職員を立ち合わせ実施照合を行い、準備品実施照合表を作成しなければならない。

したがって、公社は消耗品の管理について、まず現状と一致するよう規程等の見直しを検討した上で、必要な場合には消耗品のうち期末未使用分について実地棚卸を行い、管理表・実施照合表等の帳票類を整備することが望ましい。これにより、適正在庫の維持が図られる基盤が整備できるものとする。【意見】

3. 退職金規程の不備について

公社は県 OB 職員を常勤の正職員として雇用しているが、当該県 OB 職員に対し退職金は支給しない方針であり、実際に支給された事実は過去にない。しかし、公社退職金規程では支給対象職員の定義が明確でなく、県 OB 職員に退職金を支給しない旨の規定等は明文化されていない。

公社退職金規程（抜粋）

第 1 条（総則） 財団法人山形県下水道公社の常勤の職員が就業規則第 38 条の規定により解雇され、同規則第 40 条により退職し、又は同規則第 41 条第 2 項の規定により失職した場合には、この規程の定めるところにより退職金を支給する。

<中略>

第 9 条（退職金の支給制限） 退職金は職員が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- (1) 山形県その他の法人等の身分を有する者
- (2) 就業規則第 42 条の規定により、懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けてその職を失う者
- (3) 禁固以上の刑に処せられてその職を失う者
- (4) 非常勤嘱託及び臨時職員

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については退職金を支給しない。
- 3 職員として採用された当日から他の公共団体等に下水道公社から派遣され、当該団体等から給料の支給を受けている者の派遣期間中の退職については、退職金を支給しない。

この点、法的に検討すると、公社は退職者からの請求があれば退職金規程に基づいて退職金を支給しなければならないものと考えられる。

したがって、公社は県 **OB** 職員に対し退職金は支給しないとする方針に合致した退職金規程を整備しておく必要がある。【意見】

4. 執務実績の証跡不備について

公社では、日別・各人別に職員の執務実績が証跡として残されていないため、各事業に係る人件費を正確に測定することができない。

この点、民間企業では当該資料を各人ごとに日報あるいは週報等として作成し分析することにより、事業部門の経営効率や職員の業務成績等を測定するための基礎データとして利用し、また製造業等では正確な原価計算に基づく決算書作成の基礎となっている。

したがって、公社は適切な時間集計単位を設定し、日別・各人別に職員の執務実績を証跡として残し、経営効率を向上させるための分析等に利用すべきである。【意見】

(公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項)

1. 県および公社間の業務委託契約書における用語の修正について

県および公社は4つの下水道処理区について、設備の運転管理業務および施設の維持管理業務に係る契約書を取り交わしている。この契約書中、施設等の使用および管理・修繕等について次の通り規定している。

業務委託契約書（設備の運転管理業務、抜粋）		
委託契約者 山形県知事<中略>（以下「甲」という。）と、受託者 財団法人山形県下水道公社 理事長<中略>（以下「乙」という。）とは、最上川流域下水道山形処理区、村山処理区および置賜処理区、最上川下流流域下水道庄内処理区における設備の運転管理業務に関して、次の事項により業務委託契約を締結する。		
<中略>		
第6条（施設等の使用及び管理）	甲は、乙が運転管理業務を実施するために必要とする甲の所有に係る施設及び物品類（以下「施設等」という。）を使用させ、又は貸与するものとする。	
2	<中略>	
3	第1項の規定により甲が乙に貸与する物品類は、別紙2のとおりとする。	
4	<中略>	
5	第3項の貸与物品類の維持費、修繕費、その他の経費は、乙の負担とする。	
<中略>		
第7条（施設等の修繕等）	乙は、天災その他の事由により、甲の所有に係る施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。	
2	施設等の改築又は補修は、甲が行うものとする。ただし、施設の <small>小規模補修及び修繕</small> は、乙が行うものとする。	

<注>施設の維持管理業務に関しても同様の条文を備えていることを付記する。

以上を整理すると次表のとおりとなる。

表3：業務委託契約書における修繕等負担

	施設	貸与物品類
改築	県負担	県負担
補修	県負担	県負担
小規模補修	公社負担	—
修繕	公社負担	公社負担

ここで問題となるのは、「補修」「小規模補修」「修繕」の定義である。

県および公社は、耐用年数を超え国庫補助金支給対象となった場合には大規模な修繕と捉えて県負担である「補修」とし、それに及ばない修繕を「小規模補修」あるいは「修繕」として公社負担とする事務を行っており、「修繕」と「補修」とを異なる概念で捉えている。

この点、用語の明確な定義は契約書または根拠法令等にはないが、業界内の研修資料では次の通り記述されている。

日本下水道事業団 研修資料「下水道設備の改築更新」より抜粋

③修繕（補修）

「対象施設」の一部の取り換えを行うこと。

対象施設の一部の再建設あるいは取り替えの行為を「改築」と「修繕」に区分する基準は、その数量又は費用がある一定の割合を超えるか、否かによる。

対象となる機器の一部の取り換えを行うことであり、その目的を持って行う工事が補修工事である。

設備の劣化がある程度進行すると、故障や破損が生じることになり、修繕（補修）工事が必要になる。設備の固定資産上の価値は、定額法で減価償却しているが、実際の設備においては故障や破損が生じると、さらに価値は低下する。これらを修理し、限りなくもとの状態に修復するのが修繕（補修）工事である。

修繕（補修）工事は、設備の延命に寄与せず、単に能力、寿命を維持するものである。

つまり、業界用語として「修繕」と「補修」とは同義と考えられることから、県・公社間の業務委託契約書における用語としては、同契約書に特段の用語定義に係る記載がない以上、同義と考えるのが一般的であろう。

したがって、県および公社は、今後の契約に当たり用語を修正するか、あるいは少なくとも用語の定義を明確にすることにより、両者の権利義務関係を明確にする必要がある。【意見】

2. 下水道事業全体に係る資金のリスク管理について

県から公社への支払は、平成 21 年度実績で総額 1,487 百万円と多額であるが、公社において再委託業者等への支払滞留が発生する場合や余剰資金が発生する場合には、公社での預金管理が必要となる。これにより、堅牢なシステムおよび多数の職員が関係する県から、比較的簡便なシステムおよび少数の職員により運営されている公社という組織に資金管理が委ねられることにより、資金管理上のリスク（例えば、誤処理や横領等の危険性）が高くなってしまふ。

監査人が往査時に検出した、上記関連事項は次の2点であった。

i) 譲渡性預金による運用

監査人の公社実地往査日である平成22年10月8日現在、公社では譲渡性預金により計260百万円が運用されていた。これは、県から二か月に一度支払われている委託料受入から再委託業者等への支払までに期間があったため、公社が支払時期まで利息を稼得するため利率が高い譲渡性預金に預け入れしたものである。

ii) 委託料余剰金による県返還預り金

公社において、県からの委託業務に係る余剰が生じた場合には全額を県に返還する方針としており、年度末において県から受け入れた委託料の精算が行われている。当該処理について公社は、決算処理において県に対して返還を要する金額を「預り金」として貸借対照表上の負債として計上し、翌年度に資金移動する事務を行っている。

しかし、過去三年間における県返還預り金の残高推移は下表の通りであり、県に対して返還を要する公社の委託料余剰金は直近2期において1億円を超えていた。

表4：県返還預り金の残高推移（金額単位：円）

項目	19年度※1	20年度	21年度
県返還金（山形）	4,429,050	37,092,520	46,763,156
県返還金（村山）	8,688,864	35,014,571	25,674,449
県返還金（小菅）※2	2,354,550	8,416,970	—
県返還金（置賜）	3,890,764	12,597,991	17,023,692
県返還金（庄内）	4,418,928	12,384,743	13,513,894
県返還金（共通）	2,841,749	5,506,372	20,350,656
計	26,623,905	111,013,167	123,325,847

(注)※1 19年度においては、平成20年2月に予算を220百万円減額補正したため、他の年度と比較して年度末の預り金金額が減少している。

※2 小菅浄化センター（大石田町所在）は、平成20年度末から通常運転を取りやめ、緊急時の処理施設として運用している。

以上より、県は下水道事業全体に係る資金のリスク管理をより強固なものとするため、公社において余剰資金や滞留資金が発生しないよう、公社に対する支払方法およびその時期を検討すべきである。【意見】

3. 公社流域下水道事業の再委託について

公社は、流域下水道設備の運転管理業務、施設の維持管理業務を県から委託されているが、その一部について民間業者へ再委託している。平成 21 年度における各処理区の再委託割合（決算書ベース）は、いずれの処理区も 7 割超かつ山形処理区は包括的民間委託により 95%超の再委託割合となっている（次表参照）。

表 5：各処理区の再委託割合（単位：千円）

	山形処理区	村山処理区	置賜処理区	庄内処理区	合計
県委託料 a	593,859	373,690	235,310	211,995	1,414,855
再委託費 b	569,984	263,852	173,140	157,360	1,164,336
再委託割合 b/a	95.97%	70.60%	73.57%	74.22%	82.29%
備考	包括委託	仕様発注	仕様発注	仕様発注	

<注> 数値は決算書ベースで算出している。

この点、県から公社への業務委託契約書では、次のとおり再委託禁止についての条文を設けている。なお、平成 21 年度分の県からの書面による再委託の承認は、同年 4 月 1 日付知事名義で受けており、この点について問題はない。

業務委託契約書（設備の運転管理業務、抜粋）

委託契約者 山形県知事<中略>（以下「甲」という。）と、受託者 財団法人山形県下水道公社 理事長<中略>（以下「乙」という。）とは、最上川流域下水道山形処理区、村山処理区および置賜処理区、最上川下流域下水道庄内処理区における設備の運転管理業務に関して、次の事項により業務委託契約を締結する。

<中略>

第 9 条（再委託の禁止） 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときにはこの限りではない。

<注> 施設の維持管理業務に関しても同様の条文を備えていることを付記する。

この条文は、県からの委託業務に係る再委託を原則として禁止することにより、県出先機関と同様の機能を有する公社の特殊性、専門性を実質的に確保するために設定されたものと読むのが相当と考えられる。

しかし一方で、現状の公社職員 12 名によりすべての業務を独自に実施することは現実的ではない。したがって、現在の県から公社への業務委託は再委託を前提としているため、現状と整合するよう契約内容を検討すべきと考える。

また、県から公社への委託業務について再委託を前提とするならば、これまで再委託によって公社経営がどの様にどの程度効率化されたのか、さらに包括的委託と仕様発注とのどちらを選択する方が再委託の効果が高いのかといった定量的な分析を行い、今後の契約にフィードバックすべきであろう。【意見】

4. 県・公社間の業務委託契約書の記載内容について（資格に関連して）

県は、流域下水道の維持管理に係る資格を保有している職員を1名、県出先機関と同様の機能を有する公社には4名の有資格者を確保している。

この点、下水道法および国土交通省下水道管理室長からの通知では、次の規定および記載等がなされている。

<p>下水道法 第二章 公共下水道（抜粋）</p> <p>第二十二條（設計者等の資格） 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築をする場合においては、その設計又はその工事の監督管理については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。</p> <p><中略></p> <p style="text-align: center;">第二章の二 流域下水道</p> <p>第二十五条の十（準用規定） <前略>、第二十一条から二十三条まで<中略>の規定は、流域下水道について準用する。<後略></p>

<p>国都下管第13号（平成17年3月31日）</p> <p>下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上等について（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 有資格者の取扱い等について</p> <p>(1) 有資格者の配置</p> <p>包括的民間委託は、性能発注の考え方に基づく民間委託であり、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができるのであれば、処理施設の運転方法の詳細等は民間事業者の自由裁量に委ねるという考え方であることから、受託した民間事業者が、下水処理場等の運転管理等に関して、実質的な責任を負うのであれば、民間事業者側に有資格者を置けばよく、下水道管理者側に置く必要はないこと。（この場合であっても、任意に下水道管理者側に置くことを妨げるものではない。）</p> <p>一方、従来からの仕様発注においては、受託した民間事業者は下水道管理者の補助者的役割であり、下水道処理場等の運転管理等の責任が下水道管理者に残ることから従来どおり下水道管理者側に有資格者を置く必要があること。<後略></p>

以上より、県から公社に対する業務委託契約が包括的民間委託にあたり、かつ下水処理場等の運転管理等に関して実質的な責任を負うならば、県に資格者は不要であるものと考えられる。しかし、県と公社間で締結された業務委託契約書は包括的民間委託ということとはできず、その運営管理等の責任を公社が負うということにな

っていない。すると、下水処理場等の運転管理等に関して、実質的な責任を県が負うと考えざるを得ず、県に有資格者を置くことが必要となる。

この点、現在県は資格者を1名擁していることから、下水道法の要件は満たしている。また、県は公社を下水道事業の代行機関と位置付けており、その位置付けにおいて、県は代行機関を含めて5名の有資格者を擁しているとも考えることもできる。

ただし、県と公社は法律上別組織と考えられ、「公社は県の代行機関」との位置付けにおいて、県と公社のいずれが下水道事業の運営管理等の責任を負うかが契約書等に明記されてない。

したがって、県は公社との契約において、下水道事業の運営管理等に係る責任の所在を明確にすべきであろう。また、県は下水道事業の安定的な運営管理等を目的として、有資格者を複数名確保することが望ましい。【意見】

5. 流域下水道事業全体における損益について

流域下水道事業は、県において下水道処理施設の整備等が行われ、同施設の運転管理業務および維持管理業務を公社に委託している。当該委託料は県が、一般会計とは別に流域下水道事業特別会計を設け、当該特別会計内で公社へ支払っている。一方、公社では当該委託料について余剰が生じた場合には全額を県に返還する方針としており、県特別会計への返還が同一年度に行われている。

しかし、県一般会計と流域下水道事業特別会計との間における繰入金および繰出金の処理については、同一年度ではなく年度をまたいで行われており一般的に理解しづらい構造となっている。

県は、流域下水道事業に係る人件費、整備事業費および償還元利金を総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰り出し金について」に示された基準に基づいて一般会計から特別会計へと繰り入れているが、公社および特別会計の歳入歳出差額、いわゆる黒字分のうち明許支出額を除いた額を翌年度に特別会計から一般会計へ繰り戻す実務を行っている（図3参照）。そして、当該事実は決算書において「翌年度に繰越」といった文言で表現されているだけである。

こういった会計処理およびその表示は、公社と県流域下水道事業との間で生み出された当年度の剰余金を翌年度に一般会計へ繰り入れるため、県および公社の決算書のみを情報源とする県民にとって決算書から読み取るには非常に分かりづらい資金の流れおよび表示の方法となっている。

したがって県は、流域下水道事業に係る一般会計と流域下水道事業特別会計との関係（資金の流れ、債権債務の関係等）を、より明確に県民へ説明するべく努力することが望ましい。【意見】

図 3 : 会計の流れ (簡略図)



※公社会計は黒字とならないよう、補助金収入を調整している。

6. 流域下水道維持管理費に係る下水道料金の決定について

県は流域下水道に係る料金（維持管理負担金）の決定において、維持管理費、回収対象資本費（過年度の未収金回収分も含む）および予測水量を概算し、各費用を予測水量で割った金額の合算値を流域関連市町と協議の上、県議会の議決を受けて市町から徴収している。

各処理区における維持管理負担金額の変遷は次の通りである。

表 6：各処理区における市町村の維持管理負担金額の変遷（単位：円/m³）

	山形処理区	村山処理区	小菅処理区	置賜処理区	庄内処理区
平成 13 年度	51.51	93	106	107	128.29
平成 14 年度		87.1		99	
平成 15 年度					
平成 16 年度	51.51				
平成 17 年度		85.62	108	92.32	119
平成 18 年度					
平成 19 年度	44.07				
平成 20 年度		74.58	108	83.49	103
平成 21 年度		22 年度まで	28 年度まで	22 年度まで	25 年度まで
平成 22 年度	39.14 24 年度まで				

次に、流域関連市町の維持管理負担金と維持管理経費との収支差額から発生した累積黒字額と流域関連市町に対する資本費立替金を次表にまとめる。

表 7：各処理区の累積黒字額および資本費立替金（単位：千円）

処理区	累積黒字額 (A)	過年度維持管 理費充当額 (B)	差額 (A) - (B)	市町に対する 資本費立替金
山形処理区	953,280	137,699	815,581	499,704
村山処理区	844,464	415,940	428,524	※
小菅処理区★	19,974	0	19,974	
村山 2 区合計	864,438	415,940	448,498	
置賜処理区	612,172	190,330	421,842	633,664
庄内処理区	377,518	—	377,518	618,984
合計	2,807,408	743,969	2,063,439	2,702,933

注) ※：小菅処理区について、累積黒字額は単体で分けられるが、資本費立替金については村山処理区全体で持っている部分があり明確な区分ができない。

★：ここで村山処理区小菅分区（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）は、既に

供用を開始していた村山処理区を拡大する形で平成 7 年度に追加された。ただし、村山市にある村山浄化センターまで繋ぐための管渠整備に時間を要することから、それまでの間、大石田町に暫定的なフレックス処理場（小菅浄化センター）を整備して対処することとし、平成 14 年から汚水処理を行ってきた。平成 20 年度までに村山浄化センターと接続する管渠が概成したことから、小菅分区の汚水は同浄化センターで処理しているが、未だポンプ施設等には計画水量に十分な送水能力が備わっていないことから、現在、小菅浄化センターについては緊急時の処理施設として運用している。なお、小菅浄化センターは整備が完了しその役目を終わり次第、廃止することとし、跡地利用等については現在地元市町と協議を進めている。

平成 21 年度末の県流域下水道事業における累積黒字は約 20 億円に上っており、県の流域関連市町に対する資本費立替金は約 27 億円に上っている。

ここで、県では不測の事態や大規模修繕のため累積黒字を備えてきたが、過年度において各処理区に対する負担金単価を設定する際に維持管理費に累積黒字を充当することにより、関連市町へ還元する措置を取ってきた。この事務は、維持管理負担金の算定において支出見込、償還見込等および累積黒字額の状況を考慮した上で行ったものと言える。

このような中で、たとえば、平成 21 年度末時点の置賜処理区において累積黒字額 421 百万円に対し、資本費立替金は 633 百万円（差引額 211 百万円の立替金過多）であったが、過年度に累積黒字 190 百万円を維持管理負担金算定における維持管理費に充当し、維持管理負担金の単価を値下げする事務を行っていた（表 7 参照）。

この点、資本費立替金が累積黒字よりも上回っている現状に鑑みて、維持管理負担金の累積黒字は県が関連市町から徴収する維持管理費への充当による単価の値下げではなく、資本費立替金との相殺による解消が望ましいのではないかと考える。

したがって、県は流域下水道に係る維持管理負担金の決定において、各処理区における累積黒字の状況だけでなく、資本費立替金の状況も同時に照らし合わせた上で料金設定することが望ましいと考える。【意見】

以 上

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

- 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

【概 要】

以下については、特段の記述がない限り平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

1.概要

(1) 目的

「社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）定款」第 1 章総則 第 1 条（目的）によると以下のとおりである。

「この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として（後略）」いる。

(2) 所在

山形県山形市緑町（法人事務局）

(3) 重要な事業所

上記法人事務局を除き、事業団が所有する施設とその所在地は次のとおりである。

- ・ 特別養護老人ホーム
 - ①松濤荘（飽海郡遊佐町菅里）
 - ②寿泉荘（長井市今泉）
 - ③福寿荘（最上郡真室川町大字木ノ下）
 - ④大寿荘（西村山郡大江町大字藤田）
- ・ 障害者就業・生活支援センター
 - ①置賜障害者就業・生活支援センター（長井市台町）
 - ②村山障害者就業・生活支援センター（山形市江俣）
 - ③庄内障害者就業・生活支援センター（酒田市北新橋）
- ・ 相談支援事業所・地域活動支援センター
 - ①サポートセンターういんず（西村山郡河北町谷地）
 - ②サポートセンターあおぞら（酒田市北新橋）
 - ③サポートセンターおきたま（長井市台町）
 - ④サポートセンターあずさ（米沢市中央）
 - ⑤サポートセンターゆあーず（山形市江俣）
- ・ 地域生活定着支援センター
 - ①山形県地域生活定着支援センター（山形市江俣）

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

(4) 役員の状況

①人数

理事 7 名、監事 2 名、評議員 15 名

②報酬総額

11,217,021 円

(5) 職員の状況

①人数（平成 22 年 4 月 1 日時点）（常勤・非常勤の別）

常勤：正職員（総合職および一般職） 465 名、

非常勤：契約職 469 名、嘱託職員 113 名、高年齢者雇用 16 名 小計 1,063 名

②平均年齢（平成 22 年 3 月 31 日時点）

常勤：44.9 歳

非常勤：48.3 歳

③給与総額および平均給与金額（支給総額を人数で除して算出）

給与総額：3,753,371,660 円

	正職員		正職員以外	
	職員数（人）	平均年収（千円/年）	職員数（人）	平均年収（千円/年）
～29 歳	68	3,159	83	1,918
30 歳～	80	4,581	87	1,831
40 歳～	109	6,085	97	1,697
50 歳～	207	7,130	180	1,677
60 歳以上	1	6,204	151	1,597
Total	465	5,864	598	1,716

(6) 県との関係（平成 21 年度および平成 21 年度末の状況）

①県からの出資

法人の出資金金額は平成 22 年 3 月 31 日時点で 10,000,000 円であり、全額、県が出資している。

②県との契約

事業団は、平成 15 年 9 月の地方自治法改正により県が平成 18 年 4 月から導入した指定管理者制度に基づき、県が所有する社会福祉関連施設のうち 9 施設につき指定管理者として選定され、それに基づく指定管理料を収入している。平成 21 年度における当該委託料の金額は次表のとおりとなっている。

表 1：事業団が受託する指定管理施設一覧および平成 21 年度指定管理委託料

施設区分	施設名称	指定管理委託料
救護施設	みやま荘	77,039,000 円
	泉荘	74,840,000 円
身体障害者更生施設	梓園	107,563,952 円
身体障害者授産施設	鶴峰園	68,980,870 円
	ワークショップ明星園	54,623,557 円
知的障害者更生施設	吹浦荘	39,421,325 円
	慈丘園	55,008,290 円
知的障害者更生施設及び授産施設	総合コロニー希望が丘	628,008,417 円
福祉休養ホーム	寿海荘	46,255,000 円
合計		1,151,740,411 円

この他に事業団は、上記社会福祉関連施設に係る指定管理に関連して「平成 21 年度山形県立社会福祉施設修繕等業務委託契約」に基づき、県より指定管理施設の修繕業務について委託を受けている。平成 21 年度において当該委託料の金額は **55,784,304** 円であった。

③県からの補助金等

事業団は、「平成 21 年度山形県社会福祉事業団運営費補助金交付要綱」に基づき、県より事業団の退職職員に係る経費（退職手当）について補助金の交付を受けている。平成 21 年度において当該補助金の金額は **277,455,671** 円であった。

④県職員 OB の役職員等

6 名（理事 4 名、監事 2 名）

⑤その他

特記すべき事項なし。

(7) 事業の概況

事業団は、前出「社会福祉法人山形県社会福祉事業団定款」第 1 章総則 第 1 条（目的）によると、社会福祉事業として以下の事業を行っている。

①第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム「松濤荘」、「寿泉荘」、「福寿荘」及び「大寿荘」の設置経営
- (ロ) 救護施設「みやま荘」及び「泉荘」の管理運営
- (ハ) 身体障害者更生施設「梓園」並びに身体障害者授産施設「鶴峰園」及び「ワークショップ明星園」の管理運営

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

- (二) 知的障害者更生施設「吹浦荘」及び「慈丘園」並びに知的障害者更生施設及び授産施設 総合コロニー「希望が丘」の管理運営

②第二種社会福祉事業

- (イ) 地域活動支援センターの受託運営
- (ロ) 短期入所生活介護事業（松濤荘、寿泉荘、福寿荘及び大寿荘）
- (ハ) 障害福祉サービス事業（みやま荘、泉荘、梓園、ワークショップ明星園、吹浦荘、慈丘園及び希望が丘）
- (ニ) 相談支援事業

2.沿革

(1) 設立

昭和**40**年**8**月**11**日。なお、当法人は社会福祉法の規定に基づく「社会福祉法人」である。

(2) 重要な事業の開始、改廃

設立当初より県立施設の受託経営事業および社会福祉施設の設置経営事業を行ってきた。平成**15**年**4**月、特別養護老人ホーム**4**施設（前述**1**（**3**）参照）につき県から無償譲与を受け、自主経営を開始した。その後、平成**15**年**9**月の地方自治法改正により県が平成**18**年**4**月から導入した指定管理者制度に基づき、それまで受託経営を受けていた社会福祉関連施設**9**施設につき指定管理者として選定されてきたことは前述のとおりである。

(3) 重要な組織再編

特に重要な事実はない。

(4) その他

特記すべき事項はない。

3.財務状況

(1) 準拠している会計基準

「社会福祉法人山形県社会福祉事業団経理規程」（昭和**53**年**3**月**22**日）が整備・運用されており、当該規程第**3**条（会計処理の基準）において「社会福祉法人会計基準」に準拠する旨が記載されている。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

(2) 財務諸表の概要

(金額単位：百万円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
貸借対照表	資産総額	3,007	4,685	4,111	
	流動資産	1,521	2,241	1,658	※1
	固定資産	1,486	2,444	2,453	※2
	負債合計	1,615	2,894	2,148	
	流動負債	965	1,505	787	※3
	固定負債	650	1,389	1,361	※4
	正味財産	1,392	1,791	1,963	

注) ※1：平成 20 年度の流動資産の増は、松濤荘改築資金等 591 百万円の未収金分である。

※2：平成 20 年度の固定資産の増は、松濤荘建物 1,117 百万円の資産計上分である。

※3：平成 20 年度の流動負債の増は、松濤荘改築経費 552 百万円の未払金分である。

※4：平成 20 年度の固定負債の増は、松濤荘改築資金 746 百万円の借入分である。

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
資金収支計算書	収入総額	7,451	8,612	7,589	
	(重要な収入項目)				
	介護保険収入	1,613	1,616	1,708	
	自立支援費等収入	2,204	2,154	2,183	
	経常経費補助金収入	1,690	1,759	1,571	
	施設整備等補助金収入	-	270	25	※1
	借入金収入	-	746	-	※1
	支出総額	7,298	8,433	7,453	
	(重要な支出項目)				
	人件費支出	4,561	4,597	4,589	
	事務費支出	725	731	694	
	事業費支出	1,038	1,086	1,061	
	固定資産取得支出	72	1,148	104	※2
収支差額	153	179	136		

注) ※1：平成 20 年度の施設整備等補助金収入および借入金収入の増は、下記松濤荘建物 1,117 百万円の資金調達分である。

※2：平成 20 年度の固定資産取得支出の増は、松濤荘建物 1,117 百万円の支出分である。

(3) 財務情報へのアクセス方法

インターネット上、<http://www.ysj.or.jp/disclosure.html> において財務情報を開示しており、以下の情報にアクセス可能である。

「情報開示」において「平成 21 年決算書及び事業報告」が開示されており、平成 21 年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書および事業活動収支計算書（いずれも総括表）を閲覧することが可能である。

4. 今後の経営課題

(1) 過去の「包括外部監査」の状況

① 監査対象となったか否か

過去、包括外部監査の監査対象となったことはない。

② 監査対象となった場合、年度と重要な指摘事項の概要とそれに対する対応状況の概要

該当なし。

(2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要

組織再編については、現時点において、特別の検討はなされていない。

(3) 「公益認定」への対応状況

事業団は、社会福祉法第 22 条の規定に基づき設立された社会福祉法人であり、法人税法第 2 条第 6 項の規定に基づき定義づけられている公益法人のため、この度の公益認定について対象外である。

(4) その他法人が認識している経営課題の概要

平成 21 年 8 月に事業団が策定した「第二期経営計画（案）～新たな事業展開と安定経営に向けて～」(計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度)において、指定管理制度に係る第一期経営計画の現状認識、経営課題および第二期経営計画の策定が検討されている。

ただし、当該計画案に係る詳細な内容については、平成 23 年 1 月末時点において、事業団内において策定検討中のため明示できないとのことであった。

【監査の結果および意見】

(公社等に関する事項)

1. 現預金の簿外残高について

平成 22 年 3 月 31 日現在、きらやか銀行湯野浜支店に慈丘園園長名義の普通預金 1 口座 2,265 円が残高として存在しているが、事業団帳簿には計上されていなかった。

この点、事業団はその経理規程において、現預金の残高確認および決算整理事項について次のような規定を置いている。

事業団経理規程 第 4 章 出納（抜粋）

第 27 条（残高の確認） 出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。

2 出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない。

事業団経理規程 第 9 章 決算（抜粋）

第 47 条（決算整理事項） 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

(1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認<後略>

事業団自らの調査によると、当該事実は過年度における預金利息の会計処理漏れが原因であった。この点からすると、簿外預金の発生元である慈丘園における利息発生当初の会計処理の欠落、毎月末に行われるべき残高照合および当該報告に手続上の落ち度があったと指摘されるのは当然であろう。

一方、経理規程は決算整理事項として「資産の実在性」を確かめるよう求めていることを考慮すると、決算書を作成する本部において少なくとも金融機関から送付される残高証明と決算時の各施設における現預金残高との一致を確かめなければならなかった点も指摘せざるを得ない。

以上より、各施設の現預金管理およびその報告が正確に行われる様に内部管理を徹底し、また決算時における現預金の帳簿残高と銀行残高証明書等との照合を漏れなく実施することにより、事業団名義の現預金をすべて決算書に表示する必要があるものとする。【指摘】

なお、現預金管理については【意見】8.内部管理態勢について i) も参照されたい。

2. たな卸資産（商品・製品）の過大評価について

事業団は平成 22 年 3 月 31 日現在、その決算書にたな卸資産として各授産施設において製造販売される商品・製品 2,743,376 円およびその仕掛品 1,108,010 円を計上しているが、当該たな卸資産を売価によって評価している。

この点、「社会福祉法人会計基準」および「同注解」において、たな卸資産の評価については次のように規定されている。

社会福祉法人会計基準 第 4 章 貸借対照表 第 2 節 資産及び負債（抜粋）
第 23 条（たな卸資産の評価） 介護用品などの貯蔵品等のたな卸資産については、個別原価法、総平均原価法等の評価方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とするものとする。（注 6）

（注 6）たな卸資産の評価方法について

貸借対照表に計上される資産は、取得価額で評価することを原則としているが、貯蔵品等のたな卸資産は、頻繁に受入れや払出しが行われるものが多く、個別に取得価額を特定することが困難な場合が多い。

したがって、以下に示すような方法を適用して算定した価額をもって貸借対照表価額とする。

個別原価法 <中略>

総平均原価法 <中略>

最終仕入原価法 会計年度末に保有するたな卸資産を会計年度末に最も近い日に取得したたな卸資産の取得単価によって評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

最終仕入原価法によって評価される場合には、会計年度末におけるすべてのたな卸資産が取得価額に基づいて評価されることにはならないが、購入単価に大きな変動がないと見込まれる等の理由によって、上記に例示された他の合理的な方法によって評価された額と比較して、その差額が僅少であると見込まれる場合にはこの方法を採用することが認められる。

一方、事業団はその経理規程において、たな卸資産の評価について次の規定を置き、最終仕入原価法のみを採用している。

事業団経理規程 第 6 章 資産・負債の管理（抜粋）
第 36 条（棚卸資産の評価及び管理） 貯蔵品等の棚卸資産のうち、次に定める資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。
(1) 販売用品
(2) 原材料<中略>
3 会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。<後略>

会計基準及び同注解は、たな卸資産の評価につき「原価基準」であることを求めており、また事業団経理規程でも「最終仕入原価法」を採用している。したがって、事業団のたな卸資産の評価は売価基準によることなく、原価基準により評価しなければならない。

また、注解は最終仕入原価法の適用において、**1)「購入単価に大きな変動がないと見込まれる等の理由」**があつて、**2)「他の合理的な方法によって評価された額と比較して、その差額が僅少であると見込まれる」**ことを条件としているため、すべてのたな卸資産を「**最終仕入原価法により評価する**」旨の規定を経理規程内に定めるには相当程度の根拠を要するものと考えられる。

以上より、事業団の財政状態を適切に表した決算書とするため、たな卸資産の評価について「社会福祉法人会計基準」および「同注解」に準拠した経理規程および会計処理とする必要がある。【指摘】

なお、たな卸資産の計上については、【意見】7も参照されたい。

3. 基本金残高の未計上について

平成22年3月31日現在、事業団決算書における基本財産特定預金は10百万円(山形銀行県庁支店定期預金)計上されているが、基本金残高は0円となっている。この基本財産特定預金10百万円は事業団創設時における県からの出資金であり、県の決算内訳書においても出資金として表示されているものである。

この点、「社会福祉法人会計基準」は、基本金については次のように規定している。

社会福祉法人会計基準 第4章 貸借対照表 第3節 純資産(抜粋)
第31条(基本金) 基本金には、社会福祉法人が事業活動を継続するために維持すべきものとして収受した次の金額を計上するものとする。

- 一 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等(固定資産に限る。)を取得すべきものとして指定された寄附金の額
<中略>
- 三 施設の創設及び増築等のために保持すべき運転資金として収受した寄附金の額
<後略>

また、事業団定款における残余財産の帰属については、少なくとも県にその権利を与える余地を残す規定となっている。

事業団定款 第6章 解散及び合併(抜粋)
第31条(残余財産の帰属) 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数3分の2以上の同意によって、山形県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

以上より、県が事業団創設時に拠出した金品は「社会福祉法人会計基準」第 31 条第 1 号または第 3 号に該当し、事業団定款において残余財産についての権利も認められており、かつ出資側の県においてもその決算書において出資金として資産計上していることから、基本金として処理することが妥当である。

したがって事業団は、当該特定預金に対する見合いとなるべき基本金が 0 円となっている現状を再検討し、然るべき会計処理を行うべきである。【指摘】

なお、当該処理は平成 22 年度中に対応済みとのことである。

4. 固定資産の過少計上について

事業団はその経理規程において、固定資産に関して次の規定を置き、単価 10 万円を超え、かつ 1 年を超えて使用する物品に係る支出は資産計上することとしている。

事業団経理規程 第 7 章 固定資産等の管理（抜粋）

第 37 条（固定資産等の範囲） この規程において、固定資産とは取得日後 1 年を超えて使用する有形固定資産（土地、建設仮勘定及び権利を含む）並びに長期保有を目的とする預貯金（特定の目的のために積み立てた積立預金等をいう。）及び投資有価証券等をいう。

2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。＜中略＞

3 1 年を超えて使用する有形固定資産であっても、1 個もしくは 1 組の金額が 10 万円未満の資産は第 1 項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。＜後略＞

そこで事業団が平成 21 年度に修繕費として処理している支出のうち、監査人の判断に基づき 4 施設（希望が丘総務課、福寿荘、大寿荘、寿泉荘）を抽出し、その支出内容を検討した。結果、次表のとおり資産計上すべきと考えられる支出を数件検出した。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

表 2：資産計上すべき 3 施設の修繕費一覧（単位：円）

経理区分	支出日	適用	金額	内容	修正すべき金額
福寿荘	12月28日	〇〇製作所他 修繕費の支出	861,104	加湿器新設の工事代金	651,000
		Other	4,671,421		
		福寿荘 計	5,532,525		
大寿荘	9月30日	〇〇システム 自動ドア電気錠設置工事	115,500	自動ドアにオートロック装置を新設	115,500
		Other	11,443,398		
		大寿荘 計	11,558,898		
寿泉荘	7月7日	NTT東日本山形 ビジネスホン取替工事	966,000	平成9年度設置旧ビジネスホンの新機種への変更	966,000
	9月25日	〇〇デンキ 配膳室エアコン設置工事	119,800	配膳室へのエアコン新設工事	119,800
	12月28日	〇〇設備 駐車場造成工事	1,120,000	敷地内の庭園を駐車場に造成 ※	1,120,000
		Other	7,164,286		
		寿泉荘 計	8,284,286		
				器具備品	1,852,300
				構築物	1,120,000
		3施設 修繕費 合計 a	25,375,709	修繕費 b	-2,972,300
				b/a=	11.7%

注) ※寿泉荘の駐車場造成工事は土地所有者である県へ未報告だった（県に関連すると考えられる指摘事項 2 を参照）。

以上より、事業団決算書において少なくとも器具備品が 1.8 百万円、構築物が 1.1 百万円過少計上、修繕費が 2.9 百万円過大計上となっている。

なお、希望が丘総務課に係る修繕費については、費用負担者である県から当該部分に係る委託料を収入しており異常は検出されなかった。しかしその一方で、抽出した他の 3 施設ではすべて資産計上すべき支出を検出し、その修繕費に対する割合は合計で 11%以上に上っている結果となった。

この点、事業団が行っている会計に関わる実務は、本部で行われる決算整理手続を除くそのほとんどが各施設において完結する仕組みとなっている。各施設に総務、経理の実務を行う事務職員は存在するが、上記検出事項から判断すると、当該職員の会計等に係る知識や処理能力、さらには本部におけるそれらの指導及び統制機能のいずれかが不十分であったと言わざるを得ない結果となっている。

また、このような実務が過年度から継続して行われてきたことを考慮すると、相当額の資産が支出時の費用として処理され未計上になっているのではないかと疑義を抱かれかねない。

以上より、事業団は各施設で費用処理されている支出について資産計上すべき支出が含まれていないか調査し、経理規程に基づいた処理を行える状況および内部統制を早急に整備すべきである。【指摘】

5. 固定資産台帳の管理について

事業団は、固定資産の減価償却計算を行う上で財務会計システム内の固定資産管理台帳を利用しているが、平成22年3月末日現在の当該資産登録が次表のとおりとなっていた。

表3：平成22年3月末時点における固定資産台帳の登録状況<抜粋>（単位：円）

資産区分	経理区分	資産名	取得日	耐用年数	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産	法人本部	インターネットサーバー	H16.3.31	非償却	2,394,000	0	2,394,000
		MetaFrame Server	H17.3.31	非償却	850,500	0	850,500
		福祉大臣用Server	H17.3.31	非償却	929,250	0	929,250
		VPN Network	H17.3.31	非償却	1,459,500	0	1,459,500
		MetaFrame Presentation Server	H17.12.22	非償却	3,885,000	0	3,885,000
器具・備品	寿泉荘	絵画	H2.9.5	8	2,400,000	2,303,997	96,003
器具・備品	福寿荘	ノートパソコン	H19.3.21	15	155,736	28,520	127,216
器具・備品	鶴峰園	油絵	S53.12.5	8	100,000	95,997	4,003
		超仕上かんな盤	H17.11.21	非償却	210,000	0	210,000
器具・備品	慈丘園	油絵(日本海の夕日)	H15.12.26	8	350,000	249,375	100,625
車両運搬具	吹浦荘	普通自動車	H15.1.19	18	990,000	355,286	634,714
車両運搬具	希望が丘地域福祉支援センター	ダリアバン	H16.5.18	非償却	100,000	0	100,000
車両運搬具	サポートセンターゆあーず	公用車(ミラ)	H20.3.31	20	630,000	65,625	564,375

この点、「事業団経理規程」では固定資産の耐用年数の適用について、次のような規定を置いている。

<p>事業団経理規程 第7章 固定資産等の管理（抜粋）</p> <p>第44条（減価償却） 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、定額法による減価償却を行うものとする。</p> <p>2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）によるものとする。</p> <p>3 減価償却資産の評価は取得価額とする。また、残存価格は、以下のとおりとする。</p> <p><後略></p>
--

そこで、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に照らして、前出登録資産の資産区分および耐用年数を検討すると次表のとおりであり、無形固定資産が約 9.5 百万円・車両運搬具が約 0.9 百万円の過大計上、器具備品は約 3.8 百万円の過少計上となっている。

表 4：あるべき固定資産登録と平成 22 年 3 月末時点の期末帳簿価額（単位：円）

資産区分	経理区分	資産名	耐用年数	期末帳簿価額	H22.3.31		差引
					あるべき耐用年数	あるべき期末帳簿価額	
無形固定資産	法人本部	インターネットサーバー	非償却	2,394,000	5	191,520	2,202,480
		MetaFrame Server	非償却	850,500	5	85,050	765,450
		福祉大臣用Server	非償却	929,250	5	92,925	836,325
		VPN Network	非償却	1,459,500	5	145,950	1,313,550
		MetaFrame Presentation Server	非償却	3,885,000	5	854,700	3,030,300
あるべき科目⇒器具・備品				9,518,250	①	1,370,145	
器具・備品	寿泉荘	絵画	8	96,003	非償却	2,400,000	▲ 2,303,997
器具・備品	福寿荘	ノートパソコン	15	127,216	5	69,304	57,912
器具・備品	鶴峰園	油絵	8	4,003	非償却	100,000	▲ 95,997
		超仕上かんな盤	非償却	210,000	8	105,657	104,343
器具・備品	慈丘園	油絵(日本海の夕日)	8	100,625	非償却	350,000	▲ 249,375
							② ▲ 2,487,114
							器具備品: ▲①+②= -3,857,259
車両運搬具	吹浦荘	普通自動車	18	634,714	4	39,600	595,114
車両運搬具	希望が丘地域福祉支援センター	グロリアバン※	非償却	100,000	1	4,000	96,000
車両運搬具	サポートセンターゆあーず	公用車(ミラ)	20	564,375	4	334,688	229,687
							920,801

(注) ※：グロリアバンの耐用年数は、取得原価から中古資産かつ通常の耐用年数を経過したものと判断し、 $[4年 - (4年 \times 0.8) \div 1年]$ とした。

このように、事業団経理規程が求める画一した資産区分及び耐用年数等につき固定資産管理台帳への登録が区々となっているのは、前述（【指摘】4）会計に関わる実務のみならず固定資産台帳への登録も同様に各施設においておのおの行われていることに起因しているものと考えられる。またその上で、各施設において登録された固定資産データが正確なものとなっているか確認しないまま、当該データに基づく減価償却等決算処理のみを本部が行っていることも一因であろう。

以上より事業団は、固定資産管理台帳の登録内容につき再度精査した上で規程が求

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

める正しい会計処理となるよう修正し、また今後の台帳管理につき正しく行われるよう内部統制を強化する必要がある。【指摘】

なお、法人本部における当該処理は平成22年度中に対応済みとのことである。

6. 決算書の記載内容について

1) 内部取引の消去

表5：平成21年度内部取引一覧（単位：円）

平成21年度内部取引一覧						
№	借方		金額	貸方		金額
	区分	勘定科目		区分	勘定科目	
1	法人本部	短期貸付金	101,039,000	特別	短期運営資金借入金	5,500,000
2				吹濱北	〃	24,500,000
3				特正協	〃	19,000,000
4				あまひま	〃	10,500,000
5				こがね屋	〃	17,000,000
6				しるさき寮	〃	10,000,000
7				ひめゆり寮	〃	21,200,000
8				まっこの寮	〃	19,000,000
9				泉荘共同生活	〃	1,000,000
10				吹濱北共同生活	〃	5,000,000
11				協*100%-あまひま	〃	2,000,000
12				協*100%-まっこの寮	〃	2,000,000
13				協*100%-あまひま	〃	16,000,000
14				協*100%-あまひま	〃	17,000,000
15				協*100%-あまひま	〃	8,000,000
16				鶴岡医療会事業	〃	200,000
17				明正医療会事業	〃	2,800,000
18				認知症介護支援事業	〃	2,800,000
19				障害者委託訓練事業	〃	1,800,000
20				山形県社会福祉協議会	〃	137,000
		短期貸付金計	101,039,000		短期運営資金借入金計	101,039,000
1	あまひま	事業費支出	300,000	地域福祉支援財団	雑収入	1,500,000
2	こがね屋	事業費支出	300,000	寿泉荘	雑収入	9,753,772
3	しるさき寮	事業費支出	300,000	泉荘	雑収入	3,559,871
4	ひめゆり寮	事業費支出	300,000	希望が丘義務課	雑収入	550,912,000
5	まっこの寮	事業費支出	300,000			
6	泉荘	人生費支出	2,219,539			
7	泉荘	事務費支出	4,115,729			
8	泉荘	事務費支出	2,119,753			
9	寿泉荘	事務費支出	3,559,871			
10	あまひま	事務費支出	5,500,000			
11	あまひま	事業費支出	25,101,000			
12	こがね屋	事務費支出	5,500,000			
13	こがね屋	事業費支出	25,929,000			
14	しるさき寮	事務費支出	7,000,000			
15	しるさき寮	事業費支出	40,000,000			
16	ひめゆり寮	事務費支出	7,000,000			
17	ひめゆり寮	事業費支出	43,000,000			
18	まっこの寮	事務費支出	5,000,000			
19	まっこの寮	事業費支出	44,000,000			
20	山形県社会福祉協議会	事務費支出	137,000			
21	山形県社会福祉協議会	事務費支出	137,000			
22	あまひま	事務費支出	6,500			
23	あまひま	事務費支出	6,500			
24	あまひま	事務費支出	27,140			
		人生費支出計	544,325,143		雑収入計	544,325,143

事業団は、その決算において事業団内部における取引によって生じた損益および資産負債を消去せずに計算書類を作成している。当該内部取引の一覧は前表のとおりであり、消去していない重要な損益は人件費および雑収入の **244** 百万円、資産負債は短期貸付金および短期運営資金借入金の **181** 百万円がそれぞれ過大計上されたまま表示されている。

この点、現行の「社会福祉法人会計基準」において、内部取引に係る記載は特段なく、したがって一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠するものと考えられる。

社会福祉法人会計基準 第1章 総則（抜粋）

第1条（社会福祉法人会計の基準） 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）は、特段の定めのあるものを除き、この会計基準の定めるところに従い会計処理を行い、法第42条第2項に規定する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならないが、この会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。＜後略＞

一般に公正妥当と認められる会計の基準は、我が国では通常「企業会計原則」を示しており、「同注解」の中で内部取引については次のような扱いがなされている。

企業会計原則注解（抜粋）

注11 内部利益とその除去の方法について

内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう。従って、会計単位内部における原材料、半製品等の振替から生ずる振替損益は内部利益ではない。

内部利益の除去は、本支店等の合併損益計算書において売上高から内部売上高を控除し、仕入高(又は売上原価)から内部仕入高(又は内部売上原価)を控除するとともに、期末たな卸高から内部利益の額を控除する方法による。これらの控除に際しては、合理的な見積概算額によることも差支えない。

したがって、内部取引についてはその利益を除去するために取引を削除し、企業全体の計算書類を作成する上では損益および債権債務を消去することが妥当と考えられる。

一方、現行の社会福祉法人会計基準および同注解では、計算書類の注記につき次のとおり規定している。

社会福祉法人会計基準 第5章 計算書類の注記（抜粋）

第40条（会計方針等の注記） 社会福祉法人は、計算書類に次の事項を注記しなければならない。

一～六 <中略>

七 その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項（注17）

<後略>

（注17） その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項について

会計基準第40条第1項第7号の「その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。

このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。

(1) ～ (2) <中略>

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項<後略>

以上より、事業団は内部取引について相殺消去した計算書類の作成を検討すべきであり、それができない場合でも少なくとも内部取引の内容と金額について注記することにより適切な情報開示をすべきであろう。【指摘】

なお、平成22年12月1日現在協議中ではあるが、新しい社会福祉法人会計基準の素案に次のような記述があり、同基準内に内部取引の消去を明記する検討が行われていることも付記しておく。

新社会福祉法人会計基準（素案） 第1章 総則（抜粋）

第7条（内部取引の消去） 社会福祉法人は財務諸表作成に関して、内部取引を相殺消去するものとする。

2) 財産目録

事業団は、計算書類に含まれる財産目録を作成しているが、次のとおり貸借対照表と同様の記載内容となっている。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

社会福祉法人山形県社会福祉事業団 財産目録 (抜粋)	
平成 22 年 3 月 31 日現在	
社会福祉法人山形県社会福祉事業団	
資産・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1、流動資産	
現金	162,936
普通預金	767,331,300
<後略>	

この点、社会福祉法人会計基準および同注解において、財産目録については次のような規定および様式例を記載している。

社会福祉法人会計基準 第 6 章 財産目録 (抜粋)	
第 41 条 (財産目録の内容)	財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、 <u>その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。</u> (注 2) <中略>
第 44 条 (財産目録の様式)	財産目録の様式は、第 6 号様式のとおりとする。

財産目録 (抜粋)		第 6 号様式
平成〇年〇月〇日現在		
資産・負債の内訳		金額
I 資産の部		
1、流動資産		
現金預金		
現金	<u>現金手許有高</u>	
普通預金	<u>〇〇銀行 〇〇支店</u>	
<後略>		

(注 2) 計算書類の作成について 公益事業および収益事業に関する会計は、独立した会計単位としなければならないが、財産目録については、各会計単位ごとに作成することに代えて法人全体のものを作成することができる。

事業団は決算書に附属明細書を添付しており、その内容は各経理区分における決算明細、預金の残高証明、たな卸資産明細表、固定資産台帳、借入金明細表等である。

この点、社会福祉会計基準および同注解は、財産目録の様式を定めただけで会計単位を法人全体として作成することを許容している。事業団が作成する附属明細書をもって、財産目録を代替する実務について容認する規定はない。

以上より、事業団は基準が求める資産および負債の詳細を明記した財産目録を作成すべく、計算書類の記載内容を再度検討しなければならない。【指摘】

7. たな卸資産の計上に係る経理規程について

事業団は各施設で調達している食材や介護関連資材等を購入時に費用として会計処理しており、期末時点で未使用のものについてたな卸資産として資産計上していない。また、当該未使用品について実地棚卸を行っておらず、その実態が不明となっている。

この点、「事業団経理規程」ではたな卸資産の評価及び管理について、次の規定を置いている。

事業団経理規程 第6章 資産・負債の管理（抜粋）			
第36条（棚卸資産の評価及び管理） 貯蔵品等の棚卸資産のうち、次に定める資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。			
(1) 販売用品			
(2) 原材料			
2	会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確認しなければならない。		
3	会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。		
4	第1項及び第2項の規定にかかわらず、棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに <u>1年間の消費量を下回るもの</u> については、 <u>販売用品及びこれに準ずるものを除き</u> 、その購入時に消費したもものとして処理することができる。		

経理規程第36条第4項は、販売用品・原材料以外の消耗品等について、その常時保有数量が年間消費量を上回らなければ、たな卸資産として資産計上せず購入時に費用処理できることを規定している。ここで、事業団における食材、介護関連資材の年間消費量と常時保有数量を比較すると、次表のとおりとなる。

表6：平成21年度 食材、介護関連資材の年間消費金額と常時保有金額比較

(単位：円)

品目	年間消費金額	常時保有金額※	差額
紙おむつ	23,259,154	446,066	22,813,088
米	20,585,699	169,198	20,416,501
プラスチックグローブ	2,451,312	47,011	2,404,301

トイレットペーパー	1,735,763	33,289	1,702,474
-----------	-----------	--------	-----------

(注) ※：常時保有金額は、米は3日分、その他は1週間分として按分計算により算出している。

したがって、食材や介護関連資材等の未使用品をたな卸資産として計上しない事業団の処理は、事業団経理規程と合致しており、この点において妥当とも思われる。

しかし、事業団経理規程は次の2点につき充足していないものとする。

まず、①販売用品および原材料はたな卸資産として計上しなければならないところ、食材および介護関連資材がそれらに該当しない理由が不明確である。つまり、「販売用品」「原材料」の定義が規程等により明らかとなっていない。

次に、②常時保有数量が年間消費量を上回ることを条件とする資産計上の規定は、一般的な資産計上の判断基準から大きく乖離しており検討の余地がある。通常、一般企業では「たな卸資産の回転期間」分析を行い、不要な在庫を長期間保有することがないように調整している。

ここでたな卸資産の回転期間とは、在庫金額を平均消費額で除して算出する、いわゆる「在庫の保有日数（または月数）」を示す分析数値である（次式参照）。

$$\text{棚卸資産回転期間（日）} = \text{棚卸資産残高} / (\text{売上高}^* / 365)$$

注) *売上原価の場合もあり。

この数値が大きいほど在庫滞留期間が長くなることを意味し、在庫の長期保有により資産価値の下落リスクおよび在庫関連費用の増大リスクが高まる恐れがある。一般的に当該数値は大企業の方がより小さくなる傾向にあり、中小企業でも次表のような数値となることが中小企業庁から公表されている。

表7：中小企業における棚卸資産回転期間（日）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
全業種	10.2	10.1	10.4
小売業	25.3	25.6	25.9
飲食・宿泊業	2.8	2.8	2.8
サービス業 ※	2.4	2.3	2.4

注) 中小企業庁「中小企業の財務指標（平成17年1月～12月決算期）」より
なお、平成18年度以降のデータは公表されていない。

※ 社会福祉業界は表中サービス業に該当する。

この点、事業団が採用している「常時保有数量が年間消費量を上回る」といった資産計上の条件は、棚卸資産回転期間が365日を超えることを意味しており、上表が示すとおり、一般企業が採用している在庫計上基準と比較して極めて異なる水準と言わざるを得ない。

この基準につき、事業団は『社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日付 社援施第6号厚生省関係課長連名通知）1運用上の留意事項(12) 棚卸資産の範囲において「介護用品等のたな卸資産については、当該たな卸資産を消費したときに資金収支計算書及び事業活動収支計算書の支出として処理することが原則であるが、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するものであって、かつ常時保有する量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、その購入時に支出として処理することができる。」とされており、事業団の経理規程はそれに基づき規定している』と主張している。

そうであるならば、なおのこと「販売用品」「原材料」の定義を明確にし、介護用品等とその他のたな卸資産との区別を明確にした上で、すべてのたな卸資産について在庫管理を徹底すべきであろう。

したがって、事業団は①「販売用品」「原材料」の定義等を明確にするよう、たな卸資産に係る経理規程の改定を再度検討すべきである。また、②費用処理の容認基準については、業界慣習が「介護用品等のたな卸資産」と限定的である点を考慮し、「棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもの」と拡大解釈している条文を再考した上で、たな卸資産に係る経理規程の改定を検討すべきであろう。【意見】

8. 内部管理態勢について

事業団は多数の施設を有しており、各施設で定款に記載されている社会福祉事業等を遂行する上で出納業務、購買業務および正職員以外の職員（以下、「非正職員」という。）の給与計算業務等の実務がそれぞれ行われている。本部においては、各施設に対する内部監査の仕組みを構築し運用することに努めている。

この点、数多くの支店を有する一般企業においては、事業団が行っている内部監査を含む内部統制の強化を図るとともに、多額の現預金は本部管理とすることにより各支店での横領その他の不正等を防止する措置を講じている。また、給与関連を含む一般管理業務や共通資材の調達業務等についても各支店で行うことなく、本社（総務部・営業部等）にて一括して行うことによりコスト削減を実現する企業が大半である。

これらに照らして、事業団で行われている以下3つの実務につき、再度業務のあり方を検討されたい。

i) 現預金の出納管理について

事業団では各施設において通帳および印鑑を管理しているが、次表のとおり平成22年3月31日現在、現預金残高が数千万円から数億円となっている施設が散見される。

表 8：平成 21 年度末時点の所在地別現預金残高（単位：円）

施設等名称 ※	平成 22 年 3 月末残高		
	現金	預金	現預金合計
本部	0	216,251,348	216,251,348
総合コロニー希望が丘	20,000	143,728,315	143,748,315
大寿荘	0	76,928,495	76,928,495
福寿荘	0	74,668,250	74,668,250
寿泉荘	0	51,511,285	51,511,285
松濤荘	0	38,314,512	38,314,512
吹浦荘	16,616	37,842,869	37,859,485
みやま荘	0	33,262,498	33,262,498
ワークショップ明星園	0	16,360,549	16,360,549
慈丘園	0	16,314,505	16,314,505
泉荘	0	14,629,784	14,629,784
福祉休養ホーム寿海荘	126,320	10,100,400	10,226,720
庄内障害者就業・生活支援センター	0	9,586,890	9,586,890
置賜障害者就業・生活支援センター	0	7,800,616	7,800,616
サポートセンターういんず	0	5,590,894	5,590,894
鶴峰園	0	5,167,721	5,167,721
身体障害者更生施設梓園	0	4,989,701	4,989,701
村山障害者就業・生活支援センター	0	3,565,172	3,565,172
サポートセンターあずさ	0	717,496	717,496
計	162,936	767,331,300	767,494,236

(注) ※なお、施設の所在地ごとに集計している。

この点、事業団経理規程は現預金管理について次のように規定し、各施設の業務を迅速化し、また施設毎の独立採算に係る自覚を促す効果を期待しているとも理解できる。したがってこの規程に照らして、支払業務や収入業務を各施設においてそれぞれ行っている事業団の実務は妥当とも思われる。

事業団経理規程 第 1 章 総則（抜粋）

第 6 条（統括会計責任者、会計責任者及び出納職員） 本法人の経理事務に関する統括責任者として、事務局に統括会計責任者を置く。

2 前条に定める各会計単位及び各経理区分には、それぞれの経理事務の責任者として会計責任者をおく。ただし、会計責任者としての業務に支障がない限り、1 人の会計責任者が複数の会計単位及び経理区分の会計責任者を兼務することができる。

- 3 第2条第3号に規定する出納業務について、会計責任者に代わって一切の出納業務を行わせるため出納職員を置く。
- 4 統括会計責任者、会計責任者及び出納職員は理事長が任命するものとする。
- 5 会計責任者は、会計事務に関する報告等について統括会計責任者の指示に従わなければならないものとする。
- 6 会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

しかし、一般的に組織規模の大きい企業において、各店舗における現預金の管理は小口現金等に限定し、多額の現預金は本部等にて集中管理する実務が行われるのが通常である。これは、決裁者と距離の近い店舗において多額の現金を管理させると、馴れ合いや共謀等による現預金の紛失・横領等のリスクが高まることを未然に防止するためと考えられている。

現に事業団においても、平成19年度には総合コロニー希望が丘において総務課事務職員による5,289,085円の横領事件が発生している。この点、事業団は平成20年度においてこの横領事件への対応として次のとおり内部統制を強化したとのことである（「再発防止策について」参照）。

再発防止策について

平成20年5月27日
山形県社会福祉事業団

1 内部牽制の徹底

施設長（会計責任者）、事務長（出納職員）及び主事（事務職員）の三者による内部牽制のさらなる徹底を図る。

具体的には、施設長（会計責任者）については、現行チェックリスト（中略）を廃止し、経理規程事務取扱要領第6条の規定に基づき、支出のつど、出納を証する書類と仕訳伝票及び証拠書類の記録が一致しているかを確認するとともに、施設長名義のすべての預金通帳について月末及び随時点検し、そのつど勘定元帳（預金）と照合する。

また、事務長（出納職員）は、主事（事務職員）を指揮監督するとともに、出納事務を執行する。

2 監査機能の強化

不正抑止と早期発見のため、内部監査を強化するとともに、外部監査（公認会計士）の導入を検討する。

具体的には、法人本部による定期の一般監査（春・秋の年2回）に加え、施設抽出による抜き打ちの特別監査を実施し、監査の実効性をより高める。

3 研修の強化

施設長（会計責任者）について、会計研修を実施し、会計面における点検技術の向

上を図る。

具体的には、毎年度初めの施設長会議で、会計に関する実務研修を実施するとともに、チェックマニュアル（中略）により、日々の点検業務のさらなる徹底を図る。

しかし、上記防止策により内部チェック体制の強化を施しても、依然多額の現預金を各施設に置き、その管理を任せている状況は不変であり、また、【指摘】1 のとおり平成 21 年度末時点で簿外預金が存在している事実もある。

以上より、事業団は業務に支障のない範囲で各施設にある多額の現預金を本部にて集中管理する実務を検討するべきである。【意見】

ii) 非正職員の給与計算および支給について

事業団は、非正職員の給与計算および支払業務を各施設において行っている。

この点、事業団は次のような見解により当該実務を行っていると回答している。

【正職員の給与計算について】

正職員の給与計算等実務については、事業団定款施行細則では、専務理事が職員の昇格昇給等における給料月額調整を専決し、事務局が給与に関する所務を行うことと規定しています（下記規定等参照）。

したがって、職員の給与については、法人本部事務局が給与の号級発令から調整及び支給にいたるまで、一元的に管理しています。

また、法人全体の給与に関する解釈については、法人本部事務局（総務課）が「有権解釈」を行っており、それら解釈例規については、各施設長あての事務局長通知をもって周知を図っています。

さらに、毎年2回の内部監査、及び抜き打ちの特別監査、並びに外部監査等を通じて、不正や過誤の防止、及び指導に努めているところです。

事業団定款 第1章 総則（抜粋）

第4条（事務所の所在地） この法人の事務所を山形県山形市緑町（中略）に置く。

事業団定款施行細則 第6章 職員、職務及び定数（抜粋）

第13条（事務局の所務及び内部組織） 定款第4条に規定する事務所に事務局を置く。

2 事務局の所務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。

（中略）

(9) 第14条に規定する事業所の管理運営の指導に関すること。

（後略）

事業団定款施行細則 別表第 1 (抜粋)

専務理事 専決事項

(中略)

3 職員の昇格、昇給及び復職時等における給料月額調整に関すること。

(後略)

【非正職員の給与について】

非正職員の給与計算等実務については、事業団定款施行細則において事務局長が契約職員の雇用に関して専決するとされ(下記規定等参照)、主に賃金も含めた就業規則「契約職員取扱要綱」(以下「要綱」という。)を管理しています。

これらに基づき、非正職員の賃金計算及び支払については、法人本部事務局が規程等の整備と指導等を行い、実際の労務管理(賃金計算及び支払を含む。)は各施設において行っています。

実際、各施設における賃金計算及び支払事務については、市販の賃金計算システム「弥生」をカスタマイズして使用しており、勤務実績の把握から賃金支給及び年末調整までを一貫して施設毎に行っています。

特に、本法人の非正職員は日給制であり、月末締め翌月 10 日(まで)払いとなっており(実際には 7 日が多い)、勤務実績の把握・確定から賃金支給までの期間が非常に短く、賃金計算事務を本部で集約するには課題が多い状況にあります。

仮に、賃金計算事務等を本部に集約したとしても、施設で節減できる労働時間は 1 人に満たないため、施設の人員削減はできません。逆に、業務が集中する法人本部事務局の人員増となる可能性が高く、コスト削減にはつながらないと思われます。

また、非正職員の雇用管理については、権限の大部分を施設長に委任していますが、要綱の定めにより、その都度事務局長への報告義務があり、各施設の雇用の実態については、常に法人本部事務局が把握できる状況にあります。加えて、毎年、指定管理に基づく県の人員配置に関するモニタリングや労組との職員定数の確認もあることから、定数管理は極めて厳格に行われています。

さらに、毎年 2 回の内部監査、及び抜き打ちの特別監査、並びに外部監査等を通じて、不正や過誤の防止及び指導に努めているところです。

事業団定款施行細則 第 7 章 事業の執行 (抜粋)

第 18 条 (施設長に対する委任) 次の各号に掲げる事務は、施設の長(以下「施設長」という。)に委任する。(中略)

(5) 別に定める者を除き、契約職員の雇用に関すること。

(後略)

事業団定款施行細則 別表第 1 (抜粋)

事務局長 専決事項

(中略)

3 契約職員の雇用に関すること。

(後略)

以上より、非正職員の給与計算および支払の業務を各施設にてそれぞれ行う事業団の実務と当該実務に係る事業団の見解は、規程等に照らすと妥当とも思われる。

しかし、一般企業では本部においてすべての職員の給与計算およびその支給を一括して行う実務が通常である。これは、給与計算およびその支給という画一した業務を本部に集約することによるコスト削減を目的としているだけでなく、各支店等へ給与に係る業務を分散すると支店現業職員と物理的に近い関係にある支店総務担当職員とがその馴れ合いによって給与データを改竄し、お手盛り等不正を行うリスクが高まるため、それを未然に予防する効果を期待していると考えられる。

この点、事業団は、「事務局長への報告義務」「県の人員配置に関するモニタリング」「労組との職員定数の確認」「内部監査」「特別監査」「外部監査」等内部統制により不正等を防止し、「各施設の雇用の実態については常に法人本部事務局が把握できる状況にある」と考えている。しかし、上記事業団が整備し運用している内部統制のほとんどは不正等が実現してから発見する機能を有するのに対し、給与実務の本部への集約は不正等を予防する機能を有する統制である。

また、事業団は非正職員の給与実務を本部に集約しない理由として、「勤務実績の把握・確定から賃金支給までの期間が非常に短く、賃金計算事務を本部で集約するには課題が多い」旨、「賃金計算事務等を本部に集約したとしても、施設で節減できる労働時間は1人に満たないため、施設の人員削減はできない」旨主張している。しかし、給与計算期間が短いのであれば当該期間を変更すればよく、また各施設の節減労働時間が1人日に満たなくともすべての施設を集約すれば節減労働時間は確実にあるものとする。

なお、非正職員に係る給与実務を本部へ集約するためには、非正職員の処遇を資格ごとになるべく画一化するよう規定を整備した上で、施設間の処遇格差を埋めるべく本部事務局が当該実務に積極的に関わることも検討すべきと考える。

以上より、事業団は正職員だけでなく非正職員に係る給与計算および支給も本部に集約するか、あるいは本部にて給与計算および支給に係る監視機能の強化を積極的に検討し、リスク回避の上でコスト削減を目指すべきである。【意見】

iii) 購買手続について

事業団は多数の施設を有していることから、そのスケールメリットを活かして共通資材等を一括購入するなどしてコスト削減を図るべきところ、全体で一括して契約しているのは重油購入単価、電気設備保安業務および消防設備点検業務と限られた分野のみとのことである。

この点、事業団経理規程事務取扱要領において資材等購買業務については次のように規定されており、購買業務を各施設がそれぞれ行う事業団の実務は妥当とも思われる。

事業団経理規程事務取扱要領 第6 物品等の購入、出納（抜粋）

19（購入） 棚卸資産及びその他の物品の購入は、事務又は事業実施及び支出伺により所属長の決裁を受けなければならない。ただし、予定価格 **30** 万円未満の器具什器及び **1** 件の金額 **30** 万円未満の物品（原材料及び固定資産を除く。）の購入については、物品購入簿によりこれを行うことができる。

しかし、**17** 施設かつ非常勤職員を含めた職員数 **1,063** 人といった、少なくとも中小規模とはいえない組織体制での運営において、そのスケールメリットを活かす経営が求められるのは、営利を目的とする一般企業では経費を削減する上で至って当然であろう。それは、県民からの税収等を財源として県から委託料等を収入している事業団においても行われるべき施策と考えるのは妥当であろう。

また、当該スケールメリットについては事業団の事業経営においても、次のとおり明らかとなっている。次表は事業団の各給食提供施設（抜粋）において、平成 **21** 年度に提供した食事の1食当りの食費（食材費を意味する給食費、人件費、水道光熱費の合計）を比較した表である。

表 9：給食提供施設における単位当り食費比較表（単位：円）

施設名称	年間食数	給食費	単位当り給食費	職員		人件費合計	単位当り人件費	水道光熱費 ※		単位当り水道光熱費	合計	単位当り食費
				常勤職員金額	非常勤職員金額			総額	面積割			
松濤荘	108,003	28,057,929	259.79	28,892,926	4,948,048	33,840,974	313.33	26,505,395	944,566	8.75	62,843,469	581.87
寿泉荘	107,187	23,875,974	222.75	16,930,150	12,845,987	29,776,137	277.80	7,494,981	165,525	1.54	53,817,636	502.09
福寿荘	106,032	26,727,588	252.07	25,751,818	4,890,796	30,642,614	288.99	9,912,475	226,235	2.13	57,596,437	543.20
大寿荘	109,162	26,970,154	247.07	12,464,299	12,787,604	25,251,903	231.33	10,435,447	271,107	2.48	52,493,164	480.87
みやま荘	122,997	41,907,520	340.72	18,721,795	10,266,912	28,988,707	235.69	9,386,937	261,635	76.32	80,283,164	652.72
泉荘	77,074	26,395,876	342.47	19,503,859	8,824,111	28,327,970	367.54	6,137,167	122,063	79.63	60,861,013	789.64
梓園	60,531	18,932,804	312.78	21,714,395	9,089,576	30,803,971	508.90	7,851,000	113,664	129.70	57,587,775	951.38
鶴峰園	48,970	15,433,023	315.15	23,200,888	3,476,603	26,677,491	544.77	4,918,485	4,918,485	100.44	47,028,999	960.36
明星園	6,392	2,366,696	370.26	4,199,351	1,117,530	5,316,881	831.80	1,871,291	72,149	292.76	9,554,868	1,494.82
吹浦荘	74,424	20,727,846	278.51	22,914,541	8,838,755	31,753,296	426.65	10,150,118	2,306,845	136.38	62,631,260	841.55
慈丘園	83,459	24,911,375	298.49	18,377,587	4,717,556	23,095,143	276.72	7,062,462	10,505	84.62	55,068,980	659.83

注) ※：特別養護老人ホーム4施設は水道光熱費を面積割として計上している。

明星園は年間提供食数が約 6 千食と他の施設の 5～13%に過ぎないため、各構成費用（給食費、人件費および水道光熱費）のすべてで最も負担が大きくなり、合計の単位当り食費も他の施設に対して 1.5～3.0 倍となってしまう。つまり、提供食数が少ないほど単位当り食費が多額となってしまうことを示している。

この点、食材の調達を共同購入とすることにより単位当り給食費を抑えられる可能性があり、人員配置を再考することによって単位当り人件費を抑えられる可能性がある。さらにこれらの対応によって、施設間における単位当り食費の格差が少なくなり、したがって施設利用者が負担する利用料に対して平等なサービス提供が実現されることに繋がることも付記しておく。

以上より、事業団全体あるいはエリア毎等で入札・発注・購買が可能なものについては、更に進めるべきであろう。【意見】

以上 3 つの観点から、現預金管理および多くの一般管理業務が各施設で行われており、かつ取引発生から会計処理まで各施設において完結している現状に鑑み、事業団は現在行っている各施設への内部監査をより実効性あるものとする必要がある。さらに、業務効率化、コストダウンおよび内部牽制態勢充実の観点から、各施設で行われている様々な業務について事業団全体あるいはエリア毎に統合・管理すること等も視野に入れて再度検討すべきであろう。【意見】

9. 特別会計の位置付けについて

事業団は、職員の年金共済制度に係る資金の積み立てや手当の支給など収支状況や財政状態を、一般会計と区分した年金共済事業特別会計として決算書に表示している。

この点、特別会計について事業団経理規程は次の通り規定を置き、年金共済事業特別会計を特別会計のその他の区分として設けている。

事業団経理規程 第 1 章 総則（抜粋）

第 5 条（会計単位及び経理区分） 本法人の会計単位は、一般会計と特別会計とする。

2 一般会計は、法人本部及び定款に記載された社会福祉事業を一括した会計とする。

3 特別会計は、定款に定める公益事業、収益事業又は特段の定めにより特別会計とすることが求められている社会福祉事業について設定する。

4 事業活動の内容を明らかにするために、各会計においては経理区分を設け収支計算を行わなければならない。

5 前項までの規定に基づき、本法人において設定する会計単位及び経理区分は以下のとおりとする。

(1) 一般会計<中略>

(2) 特別会計（社会福祉事業）

- イ 授産事業特別会計<中略>
- (3) 特別会計（公益事業）
 - イ 居宅介護支援事業特別会計<中略>
 - ロ 利用施設特別会計<中略>
 - ハ 総合コロニー希望が丘診療事業特別会計
 - ニ 認知症介護実践研修事業特別会計
 - ホ 障害者委託訓練事業特別会計
 - ヘ 山形県地域生活定着支援事業特別会計
- (4) 特別会計（その他）
 - イ 年金共済事業特別会計

一方、事業団に係る会計および規程の基礎となる「社会福祉法人会計基準」および「社会福祉事業法」において、特別会計については次のように規定されている。

- 社会福祉法人会計基準 第1章 総則（抜粋）
- 第2条（公益事業会計及び収益事業会計） 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という）第25条第1項に規定する公益事業（以下「公益事業」という）に関する会計及び同項に規定する収益事業（以下「収益事業」という）に関する会計は、それぞれ特別会計として独立した会計単位としなければならない。
- 2 公益事業に関する会計の会計処理及び計算書類の作成は、この会計基準に準じて行うことができる。
 - 3 収益事業に関する会計については、この会計基準は適用せず、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行わなければならない。

- 社会福祉事業法 第6章 社会福祉法人 第1節 通則（抜粋）
- 第25条（公益事業及び収益事業） 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。
- 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

これら会計基準および根拠法等に照らして判断すると、年金共済事業に係る事業団とその職員ならびに外部積立先である社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会との間での資金収支等については、定款に定めた公益事業や収益事業には当たらず、また特別会計として区分経理すべき「特段の定め」となる法律等も存在しないことから、一般会計に含めて処理することが妥当と考えられる。

事業団は、職員の年金共済制度に係る収支状況や財政状態を、一般会計に含めて決算書に表示することを検討し、それに先立ち経理規程の内容を再検討すべきである。

【意見】

(公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項)

1. 退職給付債務の認識について

事業団は、平成 17 年度までに入社した正職員の退職金に係る債務のうち、事業団負担分について退職給付引当金として計上していない。

この点、事業団に係る会計および規程の基礎となる「社会福祉法人会計基準」および「同注解」において、退職給与引当金について次のように規定されている。

社会福祉法人会計基準 第 4 章 貸借対照表 第 2 節 資産及び負債 (抜粋)
第 28 条 (退職債務の引当て) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に退職給与引当金として計上するものとする。(注 10)

(注 10) 退職債務の引当てについて

将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を見積る場合には、原則として、個々の職員について、将来支給する退職金のうち社会福祉法人が負担することとなる額を見積り、その額を現在価値に割り引いて当該会計年度の負担すべき額を計算する。

しかし、この計算方法を採用することが困難な場合においては、当該会計年度末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち社会福祉法人が負担することとなる額を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上し、前会計年度末の退職給与引当金の額 (当該会計年度において、退職給与引当金の戻入れが行われた場合にはその戻入れ額を控除した額) との差額を退職給与引当金繰入額として、当該会計年度の事業活動収支計算書の事業活動支出に計上することが認められる。

一方、退職給与引当金について事業団経理規程は次の規定を置き、社会福祉法人会計基準注解後段における引当金計上額、いわゆる簡便法の採用を明記している。

事業団経理規程 第 8 章 引当金 (抜粋)
第 45 条 (退職給与引当金) 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給与引当金に計上することができる。
2 会計年度末の退職給与引当金の額は、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額とする。

次に、事業団給与等支給規程は次のとおり規定し、正職員に対する退職手当の支給を明記している。

事業団役職員給与等支給規程（抜粋）

第 33 条（職員の退職手当） 職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、就業規則第 37 条の規定により懲戒解雇された場合には、支給しない。

2 前項の退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）に基づく退職手当及び社団法人山形県民間社会福祉事業振興会が行う退職年金事業に基づく退職手当金（一時金）とする。（中略）

附則（施行期日等）

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。（中略）

3 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合には、その者に支給すべき退職手当は、第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、附則第 4 項から附則第 25 項の規定を適用する。（後略）

以上より、まず問題となるのは、事業団経理規程が引当金の計上を「できる」という容認規定として定めている点である。この点、事業団給与等支給規程に退職手当の規定が明記されている以上、社会福祉法人会計基準に照らして確定的な表現とすることが妥当である。

次に問題となるのは、事業団による引当金の未計上である。以下、この点を整理する。

事業団給与等支給規程において、平成 17 年度以前に入社した正職員と平成 18 年度以降に入社した正職員とで退職手当の取扱いが異なっている。次表に事業団規程に基づく正職員の退職金取扱いと平成 21 年度末現在の積立・引当状況をまとめる。

表 10：正職員の退職金取扱いと平成 21 年度末現在の積立・引当状況

		平成 17 年度以前入社	平成 18 年度以降入社
退職金額の算定		県職員と同等の基準に基づき算定<附則 3>	A+B のみ <第 33 条第 2 項>
外部積立	A. 退職手当共済法に基づく退職手当	○	○
	B. 山形県民間社会福祉事業振興会の退職手当（一時金）		◎
内部引当	事業団 退職給付引当金	×	—

注) ○：積立済

◎：積立済かつ引当金計上

—：不要

×：A以外の部分を引き当てるべきだが未引当

上表×の部分、つまり平成17年度以前に入社した正職員の退職金のうち退職手当共済法に基づく退職手当を超える部分については、「職員に対して将来支給する退職金のうち当該会計年度までに負担すべき額」と考えられ、引当金計上が必要である。

事業団が引当金を計上してこなかった経過を整理すると、まず、事業団には、旧厚生省による「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について（昭和46年7月16日、社庶第121号 以下、46通知という。）」における次の規定（下線部）に基づき、県から退職手当支出負担額（退職手当共済法に基づく退職手当を超える部分）と同額の委託料が支払われていた。

社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について(昭和46年7月16日)
地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等の設立及び運営の基準を別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督にあたられたい。

なお、既存の社会福祉事業団については、すみやかにこの基準に適合させるよう指導されたい。

(別紙) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準

<社会福祉事業団等の設立及び運営の基本方針> (中略)

第一 社会福祉事業団の設立及び運営の基準

1 社会福祉事業団の設立

(1) 社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、少なくとも二以上の収容施設(大規模な収容施設にあつては一以上。なお、収容施設には精神薄弱児(者)関係通所施設、精神薄弱者通勤寮、肢体不自由児通園施設を含む。)の経営をこれに委託しようとする都道府県、市が設立できるものとする。

(2) 事業団は、社会福祉法人組織によるものとする。(中略)

8 職員

(1) 事業団の職員の処遇(給与、退職金等)は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとすること。ただし、各職員の格付にあつては、単純に年功的処遇を行なうのではなく、職務に応じた給与の支給等適切な配慮を加えるものとする。

(2) 事業団の職員は、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用を受けられるものとする。この場合、都道府県、市の職員に準じた退職手当の額がこの制度による給付を上回り経営委託費で措置できないときは、当該都道府県、市が補助金を交付すること。

しかし、46通知について厚生労働省は、平成14年8月に次の見直しを行っている。

社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて（平成 14 年 8 月 21 日）

＜前略＞このため、46 通知で定める基準については、今後下記のとおり取り扱うこととし、その地方自治法上の位置付けを明確化することとするので、貴職におかれては、十分御了知の上、適切にお取り計らい願いたい。

なお、この通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記＜中略＞

2 46 通知で定める基準の位置付けについて

46 通知で定める基準は、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務について定められる処理基準のように、これによることを義務付けるものではなく、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言としての位置付けを有するものであり、本通知によりその旨を明確化するものであること。＜後略＞

したがって、46 通知が求める事業団職員の退職金に係る地方公共団体による補助金給付について、平成 14 年度以降国主導による県の義務はなくなったものと考えられるが、次の 3 つの理由により、県は 46 通知による取扱いを継続しているとのことである。

- ① 県社会福祉事業団は、県立社会福祉施設の運営を委託するために、県の全額出資で昭和 40 年に設立した団体である。
- ② 職員の採用は、県立社会福祉施設の設置に合わせて行われるとともに、職員の給与・退職金など処遇については、46 通知により県に準じてきた。
- ③ 退職手当については、従前、毎年度の所要額を県の委託料に含めており、退職給与引当金の計上を認めてこなかった。

一方で、県における予算措置状況をみると事業団に対する退職手当支出負担相当額は、平成 18 年度から次の交付要綱を給付の根拠とする補助金とされているが、当該交付要綱は毎事業年度期首に当該事業年度分のみを対象として作成し続けている。

平成 21 年度山形県社会福祉事業団運営費補助金交付要綱

第 1 条（目的及び交付） 知事は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の適正な運営を図るため、社会福祉法人に対する補助に関する条例（昭和 36 年 7 月県条例第 24 号）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業団に対し補助金を交付する。

第2条（補助対象経費及び補助金の額） 補助金の対象となる経費は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団約職員給与等支給規程に基づき職員に支給する退職手当に要する経費とし、補助金の額は、対象経費から社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の規定に基づき独立行政法人福祉医療機構から当該職員に支給される退職手当の額を控除して得た額以内の額とする。

2 前項の職員は、平成20年度に退職し、かつ平成20年度山形県社会福祉事業団運営費補助金の対象経費に含まれていない職員及び平成21年度に退職する職員とする。

<後略>

さらに、県が作成する決算書においても事業団に対する退職給付引当金（あるいはこれに相当する債務）は計上されておらず、したがって県が試作する連結財務諸表上、平成17年度までに事業団に入社した正職員に係る退職給付引当金が未計上のままとなっている。

以上より、将来にわたり恒久的に県が事業団に対して一部職員に対する退職金見合いの補助金を支給する保証はどこにもなく、この限りにおいて当該部分についての債務は事業団が負担すべきものと考えられる。したがって事業団は、県から将来にわたって当該部分の補助金を保証する旨の覚書等明確な文書を手に入れない限り、計算書類において退職給与引当金を計上すべきである。

ここで、当該引当金の未計上額を算定してみる。平成17年度以前に入社した正職員について、事業団経理規程に基づく引当金の算定方法である簡便法、つまり平成21年度末に自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金額から退職手当共済法に基づく退職手当掛け金を控除した金額は次表のとおり約2,209百万円である。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

表 11：平成 21 年度末自己都合要支給額に基づく退職給与引当金の算定資料

【全戸が平成22年3月31日付けで自己都合退職とした場合】									
退職年 年 齢	該当者数 (名)	退職手当額 A (円)	退職共済積立 D (円)	差引支給額 A - D (円)	退職者1名あたり平均値				
					勤続年数	退職手当額(円)	退職共済積立(円)	差引支給額(円)	
60歳 50歳	15 20	270,531,735 373,477,530	113,743,680 14,703,000	156,788,055 258,074,530	24年 0 月 34年 8 月	18,025,114 8,928,728	7,722,312 7,870,107	10,292,802 10,373,145	
52歳 50歳	20 27	372,532,130 488,828,480	153,403,000 214,207,300	219,129,130 274,621,180	34年 6 月 35年 8 月	12,614,407 8,194,818	7,970,400 7,870,107	10,344,307 10,153,233	
56歳 50歳	20 25	335,627,400 480,148,110	157,352,800 182,207,800	178,274,600 297,940,310	31年 9 月 32年 1 月	16,931,670 12,318,847	7,862,340 7,870,107	8,323,720 4,443,740	
54歳 50歳	24 15	361,432,534 302,241,110	263,353,240 111,271,300	98,079,294 190,969,810	31年 1 月 30年 2 月	16,512,631 11,875,422	7,754,353 7,910,111	8,758,278 3,964,711	
52歳 50歳	16 15	362,532,135 166,243,415	133,190,320 84,221,120	229,341,815 82,022,295	29年 0 月 22年 1 月	18,230,636 13,515,822	7,293,193 7,870,107	6,347,721 5,644,715	
50歳 48歳	7 15	93,537,540 478,211,240	53,303,680 191,304,240	40,233,860 286,907,000	26年 3 月 24年 2 月	13,333,632 19,125,840	7,457,353 7,190,314	5,366,279 11,935,526	
42歳 48歳	6 15	51,132,100 107,412,130	24,360,200 24,331,200	26,771,900 83,080,930	16年 4 月 12年 4 月	8,528,617 5,538,728	5,756,700 4,670,427	2,771,917 8,408,502	
40歳 41歳	16 15	136,530,117 58,141,240	53,100,480 11,101,240	83,429,637 47,040,000	20年 0 月 14年 1 月	8,512,630 3,140,140	6,101,404 3,870,271	2,381,227 1,263,881	
44歳 45歳	4 6	22,540,040 38,142,130	13,141,200 24,247,840	9,398,840 13,894,290	15年 5 月 12年 1 月	5,025,730 11,421,228	4,525,353 4,817,141	1,100,403 1,076,082	
42歳 41歳	3 7	20,130,434 8,141,225	13,011,280 2,227,800	7,119,154 5,913,425	13年 3 月 12年 1 月	0,910,388 8,431,228	5,000,700 4,584,481	1,910,363 1,390,542	
40歳 38歳	7 5	32,920,532 26,526,125	24,253,700 14,221,240	8,666,832 12,304,885	15年 3 月 12年 3 月	4,074,734 5,572,227	3,479,353 3,824,232	1,185,383 1,451,948	
38歳 30歳	10 5	41,130,234 12,513,040	21,723,170 11,253,280	19,407,064 1,259,760	15年 0 月 11年 2 月	4,118,037 2,432,830	3,170,517 2,211,327	947,520 211,361	
30歳 32歳	6 7	12,046,012 24,610,117	13,423,000 21,222,040	1,376,988 6,611,923	10年 3 月 14年 5 月	0,036,170 3,512,228	2,571,000 2,827,426	427,170 313,224	
24歳 24歳	2 2	3,135,140 6,527,524	2,229,840 3,353,280	905,300 3,174,244	25年 0 月 10年 0 月	1,522,520 1,646,431	1,029,357 1,646,433	493,163 3,343	
26歳 26歳	4 1	1,523,520 1,646,520	1,269,000 1,342,280	254,520 304,240	24年 1 月 6年 0 月	1,523,520 225,140	1,029,357 921,323	13,163 0	
26歳 26歳	1 1	1,141,220 3,027,520	1,139,500 3,227,375	27,720 63,855	2年 1 月 2年 2 月	1,114,020 1,026,120	1,029,357 1,009,153	27,660 0	
22歳 22歳	1 1	612,100 442,800	442,800 194,300	169,300 248,500	4年 10 月 4年 10 月	612,100 442,800	442,800 248,500	169,300 194,300	
合 計	301	2,720,241,132	822,244,320	1,897,996,812					

受算条件

- 1 補助金対象者全員が平成22年3月31日付けで自己都合により退職したと仮定し、計算額を算出する。
- 2 平成21年4月1日現在の勤続月数(退職手当の算定基礎)とし、退職者の勤続年数に照らし、全員の自己都合退職の場合の平均年数項目とする。
- 3 退職手当額の算出基礎となる退職者数は、採用から平成22年3月31日までの期間とし、休みの請求期間(賞与請求、休職等)の発生状況、全額退職等)を含めとして算出する。
- 4 退職手当引当額への加算日は平成22年4月1日(同日後に採用された職員は採用日)とし、個人別の請求積立期間(除算期間)を考慮して算出する。
- 5 退職手当引当額から控除される退職手当の増減、給与増減に基づき算出される退職手当の増減を上回る場合は、退職手当引当額から支給される増減額をその増減額に照らし算出する。

また、一方で県が当該部分について補助金による支給を行わない場合には、すべて事業団の費用負担となり経営を大いに圧迫することは明白であろう。

したがって、県と事業団は少なくとも対象職員に係る退職給付債務のうち既に発生した部分を確定債務として合意することによって、その後の予算に組み込みやすい計画的な支払とすべく協議することが望ましい。

ここで、事業団における退職者の大部分が定年退職である実情を勘案し、平成 21 年度末現在の定年退職による発生額と今後平成 17 年度入社職員が退職するまでの見積定年退職金総額との差額による退職給付債務発生額（試算）を次表にまとめる。平成 21 年度末時点での退職給付債務発生額は約 3,343 百万円であり、今後 34 年間で発生すると考えられる債務額は約 19 百万円であった。

表 12：平成 21 年度末退職給付債務既発生額と見積退職金総額との比較

見積定年退職金負担額※	平成 21 年度末現在 退職給付債務発生総額	差額（今後発生すると考え られる退職給付債務）
3,363,266 千円	3,343,828 千円	19,438 千円

注) ※見積定年退職金負担額は、平成 21 年度末現在 55 歳～59 歳の平均月額給与額を算出し、対象者全員が同額へ順調にベースアップしたと仮定した退職手当額から退職共済制度による手当支給見込額を控除して算出している。

またこの場合、県の決算書において事業団に対する債務を明記した上で、地方公共団体の財政状況を判断する基礎の一つとなる「将来負担比率」を正確に把握できるようにしなければならないであろう。

ここで将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合であり、次の式で表わされる数値である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成 18 年度から現在まで行われている事業団に対する県からの補助金は、その根拠となる交付要綱を毎事業年度期首に当該事業年度分のみを対象として作成し続けていることは前述のとおりである。しかし、県の事業団に対する将来負担を明らかにしない当該実務は、将来負担比率の計算における将来負担額を過小計上する可能性があり、したがって将来負担比率が過少評価されてしまう可能性がある。

以上より総括すると、退職給付引当金に関連する指摘事項は次の 2 点である。まず、①「事業団は、社会福祉法人会計基準に照らして、経理規程における退職給与引当金の計上規定を確定的な表現に見直すべき」である。そして、②「事業団（または県）は、計算書類（または決算書等）に退職給与引当金を計上すべき」である。【指摘】

また、③「県と事業団は退職手当に係る補助金について、将来負担の確定を含めて協議することが望ましい。」点については、意見に留めておく。【意見】

なお、事業団は平成 21 年度計算書類上において退職給与引当金を 624 百万円程計上している。これは、退職金のうち山形県民間社会福祉事業振興会の退職手当（一時金）の積立額（前出表 10 内◎部分）と全国社会福祉事業団協議会の年金共済掛け金のうち事業団分累計額とを預け金と両建てにより会計処理したものであり、いわゆる内部引当としての退職給付引当金とは異なるものであることを付記しておく。

表 13：退職給付引当金の内訳（単位：円）

	山形県民間社会福祉事業振興会の退職手当掛け金	全国社会福祉事業団協議会の年金共済掛け金累計額	合計
平成 17 年度以前入社正職員	(※) 1,599,639	589,171,674	590,771,313
平成 18 年度以降入社正職員	23,752,189	9,883,545	33,635,734
	25,351,828	599,055,219	624,407,047

注) ※ 統合相手企業からの職員受入により引き継いだ掛け金

2. 借用地の駐車場設置について

事業団の特別養護老人ホーム 4 施設は、平成 15 年 4 月に県から建物、設備等につき無償譲渡を受け、その後自主管理を行っている。当該施設に係る土地は現在も県が所有し、事業団は県から無償貸与を受けているが、同施設のうち寿泉荘に係る土地の一部を所有者である県に特段の報告なく事業団が駐車場に造成していた（公社等に関する指摘事項 4 注釈 参照）。

この点、県と事業団との間で交わされた契約書では次のとおり記載されている。

<p>土地使用貸借契約書（抜粋）</p> <p>貸主 山形県知事 吉村美栄子（以下「甲」という。）と、借主 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 理事長 ××（以下「乙」という。）とは、土地の使用に関し、次の条項により使用貸借契約を締結する。</p> <p>第 1 条（貸付物件） 甲は、乙に対し、その所有に係る別紙記載の土地（以下「貸付物件」という。）を無償で貸し付ける者とする。＜中略＞</p> <p>第 5 条（使用上の制限） 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸付物件の形状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。＜後略＞</p>

まず、県から貸付されている土地を駐車場に造成する行為は「貸付物件の形状を変更しようとするとき」に該当する。したがって、事業団は使用貸借契約第 5 条に基づき、貸主である県知事から承認をあらかじめ得ていなければならないにもかかわらず、未承認のまま駐車場造成工事を実施してしまったため、土地使用貸借契約違反と考えられる。

一方、事業団経理規程は固定資産の改良や取得制限等について次の規定を置いている。

事業団経理規程 第 7 章 固定資産等の管理（抜粋）

第 40 条（改良と修繕） 固定資産の性能の向上、改良、または耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。＜中略＞

第 42 条（取得・処分の制限等） 基本財産である固定資産の取得及び第 40 条第 1 項に規定する支出並びにこれらの処分については、理事会の承認を得なければならない。

2 基本財産以外の重要な固定資産の取得及び第 40 条第 1 項に規定する支出並びにこれらの処分については、理事長の承認を得なければならない。＜後略＞

また、事業団定款施行細則は次の規定を置き、工事請負額が 500 万円以内の支出負担行為を施設長に委任している。

事業団定款施行細則 第 7 章 事業の執行（抜粋）

第 18 条（施設長に対する委任） 次の各号に掲げる事務は、施設の長（以下「施設長」という。）に委任する。＜中略＞

(1) 別に定めるもの及び次に掲げるものを除き、一般会計および特別会計に属する支出予算の範囲内で支出負担行為とすること。

イ 取得額又は評価額が 500 万円以上の物品の購入

＜後略＞

しかし、当該委任に係る条文については、同細則において次のように規定している。

事業団定款施行細則 第 7 章 事業の執行（抜粋）

第 16 条（理事長の事務の委任） 理事長は、その権限に属する事務の一部を役員及び職員に委任することができる。

第 17 条（権限委任の留保） 委任を受けた者は、受任事務であっても次の各号の一に該当する場合は、その処理について理事長の指示を受けなければならない。

(1) 事案が重要又は異例と認められるとき。

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生ずるおそれがあるとき。

＜後略＞

当該規程から判断すると、固定資産の取得・改良等につき施設長がその重要性判断（事案が重要か異例か、あるいは紛議が生ずるおそれがあるか）を誤り、理事長の指示を得る手続が行われなかったことにより、県の窓口となる本部へ報告が上がらなかったことに起因するものと考えられる。また、各施設における支出内容につき、本部における監視機能が働かなかつたことも一因であろう。さらに、同規定は「重要な」固定資産について承認手続あるいは指示を受ける手続を要する旨記載されているが、当該重要性について明記された条文がなく受任者の判断が曖昧になる恐れがある。

以上より、借主である事業団は経理規程に従った承認活動を行うべく各施設への指導を徹底し、また各施設で費用処理されている支出について県への報告を要するものがないか本部等により調査し、さらに明確な経理規程を整備することにより承認や報告が漏れることのない体制および内部統制を構築すべきである。【指摘】

さらに、貸主である県は無償により出先機関等に貸与している資産について、その使用状況を把握し、適切に管理がなされているか自ら調査する努力も必要であることを付記しておく。

3. 指定管理者制度の運用について

県は次表の社会福祉施設につき、平成 18 年度から指定管理者制度を採用し、同年から 5 年間にわたり事業団を指定管理者として選定し制度運営してきた。

表 14：指定管理者制度を採用する福祉施設一覧

	施設名称	第 1 期 (5 年間)	応募者	指定管理者
1	県立救護施設 泉荘	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	1 社	山形県社会 福祉事業団
2	県立救護施設 みやま荘	同上	同上	同上
3	県立身体障害者更生施設 梓園	同上	同上	同上
4	県立身体障害者授産施設 鶴峰園	同上	同上	同上
5	県立身体障害者授産施設 ワークショップ明星園	同上	同上	同上
6	県立知的障害者更生施設 吹浦荘	同上	同上	同上
7	県立知的障害者更生施設 慈丘園	同上	同上	同上
8	県立知的障害者更生施設 及び授産施設 総合コロ ニー希望が丘	同上	同上	同上
9	県福祉休養ホーム 寿海 荘	同上	同上	同上

また、同 9 施設は平成 23 年度から第 2 期の指定管理となるが、当該指定管理者が平成 22 年度内において次表のとおり応募され、平成 22 年 12 月までに県議会の議決を受けた上で指定管理者がすべて事業団として決定している。

表 15：指定管理者制度を採用する福祉施設の第 2 期指定管理者選定結果

	施設名称	第 2 期（5 年間）	応募者	指定管理者
1	県立救護施設 泉荘	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	1 社	山形県社会 福祉事業団
2	県立救護施設 みやま荘	同上	同上	同上
3	県立身体障害者更生施設 梓園	同上	同上	同上
4	県立身体障害者授産施設 鶴峰園	同上	同上	同上
5	県立身体障害者授産施設 ワークショップ明星園	同上	同上	同上
6	県立知的障害者更生施設 吹浦荘	同上	同上	同上
7	県立知的障害者更生施設 慈丘園	同上	同上	同上
8	県立知的障害者更生施設 及び授産施設 総合コロ ニー希望が丘	同上	同上	同上
9	県福祉休養ホーム 寿海 荘	同上	同上	同上

第 1 期も第 2 期も、またいずれの施設もすべて事業団のみが応募し、指定管理者として選定されている結果となっている。そもそも指定管理者制度の趣旨を、県は「指定管理者制度導入手続等に係るガイドライン」前段において次のように記載している。

指定管理者制度導入手続等に係るガイドライン（抜粋）

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。指定管理者制度は、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」とは異なり、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせるもので、様々な能力を活用しながら多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的としている。

また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保等に繋がることなどが挙げられる。

このガイドラインは、こうした指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、本県が設置す

る公の施設について、指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、その事務手続を進めるに当たっての基本的な考え方をまとめたものである。

<後略>

同ガイドラインから県としては、指定管理者制度の趣旨を第一義的に「幅広い法人・団体の中から指定管理者を指定」することにより「様々な能力を活用」し「施設を効果的かつ効率的に運営」することとしており、住民サービスの向上や経費節減および雇用確保等は目的に付随する効果と位置付けているように考えられる。

この点、計**2**期**10**年にわたりすべての社会福祉関連施設に係る指定管理に対して事業団のみしか応募していない現状を外形的に判断すると、監査人は「幅広い団体の中から指定」されているかどうか、また、制度趣旨に合致しているかどうか全く疑義なしとしない。

したがって、県は、業務の専門性や提供するサービスの質の確保には十分留意しつつも、さらに応募者が複数となりやすい環境を整備し、指定管理者制度の趣旨により合致した制度運用を行っていくべきと考える。【意見】

以 上